

令和6年3月定例会 市民環境常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和6年3月7日（木）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和6年3月7日（木） 午前8時56分
閉 会 日 時	令和6年3月7日（木） 午後3時25分
委 員 長	羽 鳥 健
委員会出席委員	
委 員 長	羽 鳥 健
副 委 員 長	後 藤 耕 佑
委 員	大 塚 佳 之 川 崎 葉 子 藤 村 孝 志 古 山 大 輔
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議 案 番 号	議 題 名	審 査 結 果
第 3 6 号	鴻巣市犯罪被害者等支援条例	原案可決
第 3 7 号	令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 1 号	令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 2 号	令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 4 6 号	令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監

参事兼危機管理課長

佐々木 紀 演
金 子 学

(市民生活部)

市民生活部長

市民生活部副部長

自治振興課長

市民課長

国保年金課長

関 根 則 男
武 田 昌 行
小野田 直 人
加 藤 勝 美
高 橋 亮 介

(環境経済部)

環境経済部長

環境経済部副部長

環境経済部副部長

環境経済部参事兼環境課長

環境課副参事

環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長

農政課長

商工観光課長

道の駅整備プロジェクト課長

農業委員会事務局長

高 坂 清
堀 越 延 年
宇 野 彰
長 澤 和 弘
山 崎 忠 義
小 林 弘 樹
藤 村 弥
清 水 健 紀
福 智 秀 一
板 倉 秀 行

吹上支所副支所長兼地域グループリーダー

吹上支所市民グループリーダー

川里支所副支所長

川里支所地域グループリーダー

竹 井 豊
川 又 敦 子
吉 田 勝 彦
生 川 由 美

書 記 佐 伯 幸 子
書 記 大 谷 直 樹

（開議 午前 8 時 5 6 分）

（委員長）ただいまより本日の会議を開きます。

藤村委員の質疑を許可いたします。

（藤村）おはようございます。昨日に続きまして質問させていただきます。

続きまして、商工観光課、ページ数273ページ、中小企業者支援事業、起業家支援事業補助金について伺います。予算が375万円の予算で、補助金額が15万円ということで、単純に考えますと6年度は25件の申請を見込んでいると考えますが、今年度、5年度現時点での実績、そして6年度の見通しについて伺います。また、今までに2年以内に廃業等をされた事業者があるのかも併せて伺います。また、補助金対象となるためのちゃんとした審査資料ですとか、そういった事業計画などの提出が必要であるのか、もし必要でない場合はその理由を伺います。

（商工観光課長）おはようございます。お答えいたします。

まず、中小企業者支援事業でございますけれども、令和4年度から始まった事業となっておりますので、現在まだ2年たっていないというような事業となっております。実績で申し上げますと、令和4年度は交付実績として6件ございました。令和5年度は、今現在16件の申請を受けているところでございます。

また、来年度以降の見通しということでございますけれども、まず25件という件数が、商工会のほうで毎年新規創業等ご相談受ける中で、実際に創業した方が大体二十二、三件ぐらいというふうに伺っておりますので、その数字に合わせて25件と、少し上乗せした形で申請件数のほうを見ております。

また、事業計画等を求めているのかというようなお話ですが、この補助金につきましては、新たに起業、創業を促し、支援をする目的を持った補助金ということでございますので、特にその方がどういう事業をされるか、計画等については求めていないところでございます。

以上です。

（委員長）引き続きお願いします。

（商工観光課長） 答弁漏れがございましたので。廃業した方がいらっしゃるかどうかというところですが、今のところそういう方についてはおりません。

以上です。

（藤村） 補助金を15万円いただいたということで、それで終わりではなく、その後の対象になった会社に対しての経営状態についての確認ですとか、例えば決算報告書を出してもらうですとか、または経営状態に対しての聞き取りや訪問などがあるのか伺います。

（商工観光課長） 先ほどもちょっとご答弁させていただきましたけれども、起業、創業を促す目的ということでございますので、その後特に事業計画ですとか、その後については特に求めているところでは、ただ、本市のほうでは、実際に起業、創業したときに領収書、実際に補助の対象が広告宣伝費とか備品等の購入ということになっておりますので、そちらの領収書の写しを出していただいて、その後の状況を確認しているというところでございます。

以上です。

（藤村） 申請に事業を5年以上継続の意思があることとしているのですが、何でも、何で5年以上なのか、その根拠と、またその意思表示というのはどのようにするのか伺います。

（商工観光課長） 5年以上継続する意思があることという5年の基準のご質問ということでございますけれども、5年が一つの区切りなのかなというところで、まず5年と決めさせていただいているところです。あとは、意思ということですが、申請実際にいただくときにその辺のお話は十分させていただいて、当然5年以上、10年以上やっていたかというのが本来市としても趣旨でございますので、それは口頭等で確認させていただいているところです。

以上です。

（藤村） 5年以内に廃業してしまいましたという場合の、例えばペナルティーですとか、そういうものはありますでしょうか。

（商工観光課長） ペナルティーは特にございません。

（藤村）また、申請に必要なことなのですからけれども、法人の場合に至っては鴻巣市商工会または公益財団法人埼玉県産業振興公社の起業に関する相談やセミナーを受けていることとありますが、具体的にはセミナーというのはどのようなセミナーなのか、またこのセミナーというのは年間回数どのくらい行っているのか伺います。

（商工観光課長）セミナーの内容はそれぞれ異なっているようなので、具体的などうこうってなかなか難しいところなのですからけれども、起業に関するセミナーということですので、いろんなノウハウですとか、あとは実際に起業された方の経験のお話等々をしていただいているような話は伺っております。

なお、回数でございますけれども、令和５年度の実績として鴻巣市商工会では３回セミナーを行っております。埼玉県産業振興公社が３５回開催しているというふうに伺っております。ただ、振興公社のほうは実際にオンラインのセミナーもございますので、それも含めた回数というところを伺っています。

以上です。

（藤村）続きまして、同じ商工観光課、２７７ページ、花かおりＰＲ推進事業について伺います。令和６年、今年２月１０日に鴻巣駅にて、鴻巣の花を見て育てて贈ってふれあう花のある生活促進条例に基づいた花苗を配布しましたが、市民の中からは例えば吹上駅や北鴻巣ではしていただけないかと話が出ましたけれども、今後鴻巣駅以外でも行う考えがあるのか伺います。

（商工観光課長）花配布ですがけれども、委員ご承知のとおり、鴻巣花き株式会社、鴻巣市花組合、鴻巣農産物直売所パンジーハウスより花の無償提供をいただいているところです。その無償提供をいただいて実施している事業となっておりますので、新たに花を追加というのがなかなか難しいところは、実はございます。また、鴻巣駅自由通路で使用する花については、フラワーバレンタイン会場で装飾した花をイベント終了間際に職員が袋詰め作業を行っており、配布している状況です。フラワーバレンタインと駅での花配布は一体として実施しているところから、イ

ベント終了後に配布を行っている時間的な制約、またＪＲ３駅の中で一番の乗降客数を誇っている鴻巣駅での配布が一番のＰＲとなるというふうに考えております。また、事業効果も高いというところから、鴻巣駅で配布しているというところで、北鴻巣、吹上駅での現在花の配布については考えていないところです。

以上です。

（藤村）特に吹上の方からよく言われることなのですけれども、何についても旧鴻巣ばかりということで、吹上は見放されているという話がたまに出るのですが、確かに鴻巣駅よりは駅利用客は少ないというのは分かるのですけれども、例えば駅に限らず、花苗の配布などについてそういう考えがあるのか伺います。

（商工観光課長）花配布ということだと、例えばコスモスフェスティバルで花の競りをやったりですとか、コスモスフェスティバルについてはもう吹上独自の事業となっております。それ以外に機会を設けて花の配布等させていただいておりますので、それについてはまた今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

（藤村）最後の質問になります。最後は危機管理課、321ページ、家具転倒防止器具等設置促進事業について伺います。地震の揺れに伴っての電気機器からの出火や家具などの転倒によるけがを未然に防ぐためとしての事業であると思われ、市民の安全、安心の事業として大変評価される場所ですが、もう少し詳細を伺いたいのですが、例えば対象器具類や取付けについては業者に限るのか、例えば自分で取り付けても対象になるのか、また大変評価している事業ですので、予算がなくなり次第終了で、年度途中での補正があるのか、まず伺います。

（参事兼危機管理課長）まず、対象器具ですが、突っ張り棒、それから金具、Ｌ字金具だとか、あとテレビ等を留める金具なども含まれております。それから、窓ガラス等の飛散を防止するための飛散防止フィルム、それから感震ブレーカー、こういったものが対象となっております。こちらについては、器具の購入、それから自身でつけられない場合につい

ては市内の業者等であつていただいた取付け費についても補助対象としております。現在200件を想定しております。満額の5,000円で200件を想定しておりますが、周り、近隣市町村等の結果を見ますと大体1桁ぐらゐしか申請されていないのが現状ですので、今のところでは200件あれば全てのところに、多くの方に補助ができるかと想定はしております。以上でございます。

（藤村）補助限度額が5,000円ということなのですが、例えば補助対象下限額が4,000円であることから、4,000円ちょうど使われた場合は残り1,000円というのはもう一度使ってもいいということではよろしいのか、また回数は1世帯1回のみとありますが、例えば年度が替わった場合はどうなのか、それ伺いたいと思います。

（参事兼危機管理課長）こちらに関しては下限額を定めておりますが、1回の申請のみとなりますので、1世帯1回だけになりますので、金額がもし満たない場合でも1回のみということで、できれば一遍に申請をいただいて、満額の補助対象としていただければとご案内したいと考えております。

以上でございます。

（川崎）では、お聞きいたします。

まず、25ページ、歳入からお伺いをしたいと思います。森林環境譲与税になります。こちらのほうにつきましては、5年度の予算より約300万円増になっているかと思いますが、その理由について伺います。

（農政課長）お答えいたします。

森林環境譲与税は、令和元年度から森林環境税の賦課に先行する形で譲与が開始されております。令和6年度からは、森林環境税が各個人に住民税として賦課されることによりまして、剰余額の増加という形となっております。

以上です。

（川崎）では次に、33ページになりまして、こちらのコウノトリ野生復帰センターの入館料について伺います。こちらは、5年度の実績と6年度の見込みについて伺います。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長） それでは、お答えいたします。

まず、5年度の実績になりますが、令和6年1月末現在の実績なのですが、入館料といたしましては75万5,100円になります。こちら日平均で考えますと、平均1日約2,900円、29人の入館者を上げております。令和6年度の入館予定というか、予算上での数字なのですが、令和5年度とほぼ同額の51万円という形で計上のほうはさせていただいています。

この金額の根拠になりますけれども、こちらはイベント開催時、どうしても月によって入館者大分大きく変わってしまうために、イベント等がない月の平均的な月の合計を日で平均しますと、1日約17人の見込みで、掛ける年間開館日数、こちら鳥インフルエンザ等休館になることもあるので、大分大幅に変わってしまう可能性あるのですが、300日で1人100円という形で、51万円という予算計上のほうさせていただいております。

以上です。

（川崎） イベントがあるときに、それに合わせて入館料が無料になるということもあったかと思います。もともと入館料自体が100円とか安いわけなのなのですが、その効果ってどうなのですか。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長） 令和5年度、つい最近なのですが、1月28日に天空の里開館2周年記念という形で、これマルシェも同時開催なのですが、こちらのときが入館料無料という形でやらせていただきました。ただ、入館料無料となると、入館者の人数というか、お金を払って入っていただいた方の人数という形ではゼロになってしまうので、ふだんでいえば中学生以下のお子様も含めた形を来館者という表現の仕方をしているのですが、来館者数でいいますと、当日の1日の来館者数が1,069人と、こちらやはりマルシェも同時開催ということもあって、大幅にふだんよりは多い方に来館いただいております。

以上です。

（川崎）分かりました。

それでは、36ページになります。36、37ページです。国民健康保険基盤安定負担金につきましてお伺いをいたします。こちらのほうが5年度予算案よりも増になっておりますので、その理由について伺います。

（国保年金課長）令和6年度の国民健康保険基盤安定負担金は、9,492万6,000円に対して、令和5年度の当初予算では9,325万4,000円でしたので、167万2,000円の増額となっています。国民健康保険基盤安定負担金は、保険者支援分、未就学児軽減分、産前産後免除分、こちら令和6年度からの計上になるのですが、こちらの合算となりますが、そのうち保険者支援分につきましては、そちらの算定につきましては平均保険税額といったものが影響することから、税率改正によって被保険者の平均保険税額が上昇すると。したがって、保険者支援分が増加するのではないかというふうに見込みました。

以上です。

（川崎）それでは、44ページ、45ページのところで、中ほどですか、農政課のほうで農地活用促進事業費補助金について伺います。こちらは5年度の予算より約200万円減になっておりますが、その理由について伺います。

（農政課長）お答えいたします。

この補助金は、地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けて、担い手への農地集積、集約化に取り組む地域に対して交付される補助金となっております。令和6年度に見込まれる地域の集積、集約見込みが前年度地域より少ないため、減額となっております。今年度に関しましては大芦地域に交付しております。令和6年度に関しましては屈巢地区、共和地区を見込んでおります。

以上です。

（川崎）それでは、その下の商工観光課のほうで、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）といたしまして上程されております。こちらについては1,044万円が計上されているわけなのですが、この交付金の性格について伺います。そして、その性格上、今回に

ぎわい交流館の指定管理料として半分計上しているわけですが、その理由について伺います。

（商工観光課長）お答えします。

にこのすにつきましては、令和４年に開館しているというところでございます。令和４年度は、地方創生推進交付金という名前でこちらについて国からの交付を受けているところでございます。その内容としましては、地方公共団体の自主的で主体的な取組に対し、国から交付金をいただいているというところでございます。

今年度からデジタル田園都市国家構想交付金というふうに、こちらの交付金について名前が変わっております。こちらにつきましては、交付金制度要綱の目的を見ますと、デジタルを活用した地域の課題や魅力向上に向けて、地方への新たな人の流れを創出する取組等の費用に充てるため、デジタルの活用などによる地方創生に資する取組による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化、進化を図ることを目的としております。なお、交付金対象事業の補助率が２分の１というところから、今年度につきましてもにこのすの指定管理料金の半額の２分の１を計上しているというところでございます。

以上です。

（川崎）デジタルを活用してというところについて、目的が今現状の運営にどのような感じで適用されているのか、ちょっと目に見える可ではあまりこちらとしては分かりませんので、もう少しその辺の詳細な説明をお願いしたいと思います。

（商工観光課長）お答えします。

デジタル田園都市国家構想という考え方が今年から始まったところですので、それについて改めて今年度見直したかというところ、それについては特にございませんでした。ただ、デジタル構想ということですので、それ以前にWi-Fi、当然完備するとか、あとはデジタルサイネージ等々を使って市の情報等を市民の皆さんにお知らせしているというところで、デジタルを活用した取組をしているというふうに理解しているところでございます。

以上です。

（川崎）それに関連してなのですけれども、2階で貸し館業務やっています。ワーキングスペースもあるわけなのですけれども、その状況が今どのような状況なのかと思います。カフェのほうは目に見えるのですが、2階の貸し館の状況というのは分かりませんので、そのように使っていらっしゃる方、個人でもあれば使えるわけですし、また団体で使うことも可能なのですが、その状況がちょっと目にあまり見えませんので、その説明をお願いしたいと思います。

（商工観光課長）1月末の段階ですけれども、昨年同期比で比べますと、利用者はやっぱり少なくなっているようです。多目的室や食品加工室を利用する魅力的な自主事業を今後も実施していくとともに、施設イベントやホームページ等を通じて企業等にもPRすることで施設利用の利用増につなげていきたいというふうに考えております。

（川崎）分かりました。そこについては、また後ほど歳出のほうでも質問をさせていただきます。

それでは、ちょっと歳入、私結構通告多くしておりますので、簡潔にこれから聞いてまいりますけれども、続きまして48ページ、49ページになります。こちらのほうでは、国民健康保険基盤安定事業負担金につきまして、5年度の予算よりも増額になっております。この理由について伺います。

（国保年金課長）令和6年度の国民健康保険基盤安定事業負担金、こちら県の負担金ですけれども、2億6,272万1,000円に対して、令和5年度の当初予算では2億4,801万3,000円でしたので、1,470万8,000円の増額となっております。国民健康保険基盤安定事業負担金、こちらの負担金につきましては、先ほどの国の負担金と同じく保険者支援分、未就学児軽減分、産前産後免除分に、同じなのですがもう一つ、国保税軽減分というものが加わってまいります。この国保税軽減分というものは均等割額というものが影響することから、均等割額の医療分がプラス500円、支援分がプラス3,000円の税率改正を行ったことから、今回の国保税軽減分の増加を見込んだことによる増額でございます。

以上です。

（川崎） そのすぐ下の後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金につきましても、こちらのほうも5年度の予算よりも増額になっておりますので、その理由についても説明をお願いいたします。

（国保年金課長） 後期高齢者医療制度の予算額につきましては、広域連合から示された数字を計上しておりますが、令和6年度の後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金につきましては2億4,560万5,000円に対して、令和5年度の当初予算では2億1,701万4,000円でしたので、2,859万1,000円、2,800万円の増額となっております。こちらにつきましては、軽減対象者の数と均等割額というものが影響することから、令和6年度は被保険者数の増加と、均等割軽減判定基準というものがあまして、軽減をかける方の判定基準が広がったといったことが影響ありまして、その軽減対象者数が増えるだろうということと、あわせて料率が改定になる年でございますので、均等割額の増加により増加したものと考えております。

以上です。

（川崎） では、58ページ、59ページになります。こちらは農政課のほうにお聞きいたします。多面的機能支払交付金につきましてですけれども、こちらも5年度の予算よりも増額になっておりますので、その理由について伺います。

（農政課長） お答えいたします。

この交付金の増額の理由といたしましては、現在取組を行っている活動組織が14組織ということですが、令和6年度につきましては1組織、団体が増える予定ということで、そちらの団体の取組分の増額とさせていただいております。

以上です。

（川崎） それでは、その下、環境保全型農業直接支払交付金につきましても5年度の予算よりも増額になっておりますので、この理由について伺います。

（農政課長） お答えいたします。

こちらの交付金の増額理由に関しましては、前回の12月議会でもこちらの事業については増額の補正予算を要求させていただいたところです。現在こちらの取組のほう増加しているということから、令和6年度を取組も増加するということで見込んでいるため、予算のほうを増額とさせていただきます。

以上です。

（川崎） それでは、ページが飛びまして、72ページ、73ページになります。こちらのほうでは後期高齢者健康診査委託金につきまして、こちらは5年度の予算よりも減額になっておりますので、この理由について伺います。

（国保年金課長） 後期高齢者健康診査委託金は、後期高齢者医療被保険者に実施する健康診査についての委託金になります。令和6年度当初予算につきましては、対象者数を2万500人、見込み受診者数を7,200人、受診率にしますと35.1%ということで積算しております。対して令和5年度のときは、対象者数は1万8,500人、見込み受診者数を8,140人、受診率を44%で積算しておりました。これは、令和5年度の当初予算のときは、コロナ前の令和元年の受診率が43.4%であったことから44%と見込んだのですけれども、対象者数、全体の被保数が増加していく傾向の中では、受診率ベースで積算をしてしまうとどうも予算が過大になってしまうというところがありますので、令和6年度の積算については見込み受診者数のベースというところで、先ほど申し上げました令和5年度の見込みの8,140人というものが、今の実績でいいますと1月の時点で6,616人という実績でしたので、今年度は6,800人ぐらいなのではないかなということを見込みまして、400人増の7,200人というところで計算をした結果でございます。

以上です。

（川崎） では、すぐその下の後期高齢者人間ドック等助成金につきまして、こちらのほうは5年度の予算よりも増額になっておりますが、その理由について伺います。

（国保年金課長） こちらの積算につきましては、人間ドックの受診分と

いうものが補助単価が1万4,000円に対して500件で、脳ドックのものも補助対象になるのですけれども、脳ドックの補助単価が1万2,000円に対して65件で積算しております。対して令和5年度は、補助単価はそれぞれ同じで、人間ドック1万4,000円に対して350件、脳ドックについては補助単価も同じ1万2,000円に対して60件で積算しております。したがって、人間ドックで150件の増、脳ドックで5件の増を見込んでいるということでございます。こちらの理由については、やはり被保険数が増えるということと、75歳になる方、国民健康保険で人間ドックを受けている方は高齢者の方の割合が多いので、そのまま習慣として後期高齢者医療に引き継いでも脳ドックを受けるだろうというところを見込みまして、増とさせていただいております。

以上です。

（川崎）では、後期高齢者健康教育・健康相談等補助金につきましてですが、こちらは5年度の予算よりも減額になっておりますが、その理由について伺います。

（国保年金課長）こちらの後期高齢者健康教育・健康相談等補助金につきましては、後期高齢者の健康診査、先ほどのご質問にありました健康診査を実施した医療機関の医師が、その際に対面で健診結果を説明するときに、生活習慣病の注意やフレイル予防も含めた教育や指導を行った場合について補助をするということになりますので、先ほどの健康診査の人数と同じような考え方で積算した結果、減額となっているものでございます。

以上です。

（川崎）分かりました。

それでは、ページをめくっていただきまして、農政課のほうにお伺いをいたします。土地改良施設適正化事業交付金についてですが、5年度の予算よりも増額になっておりますので、その理由について伺います。

（農政課長）お答えいたします。

この交付金は、土地改良施設の機能を適正に維持するために必要な施設の整備、補修等に対する交付金となっております。こちら令和5年度よ

り令和6年度に実施する事業量が増えたための増額となっております。
令和6年度に実施する内容といたしましては、渡内糠田排水機場のポンプのオーバーホール、それから川里地域にある大柳ゲートの更新、こちらの2点を予定しております。

以上です。

（川崎）では、歳出のほうに移らせていただきます。

まず、126ページ、127ページになります。こちらのほうでは、地域防犯体制支援事業についてお伺いをいたします。こちらは5年度よりも減額になっておりますが、約300万ぐらい減になっていきますでしょうか、その理由について伺います。また、住宅等の防犯対策の実施状況と効果について伺い、防災のパトロールについても支援をするということでありましたけれども、その詳細について伺います。

（自治振興課長）令和5年度予算では防犯カメラは6か所設置、令和6年度予算では2か所設置予定していることから、ちょっと減額となっております。

次の住宅等防犯対策の実施状況と効果ですけれども、住宅等の防犯対策として、現在第2弾の住宅等防犯対策補助金を実施しておりまして、2月末現在で179件の申請がございます。効果につきましては、侵入窃盗は残念ながら増加している現状ですが、今後とも地域ぐるみでの防犯対策を促すなど、犯罪防止の抑止につながるよう働きかけていきたいと考えております。

次に、パトロールへの支援の詳細についてですが、地域防犯パトロールグループへの支援物資として、懐中電灯80個、LED合図灯70本、のぼり旗50枚、旗ざお50本を予算計上しております。令和5年度のパトロール実績の通知を発送の際に支援物資を紹介して、希望団体に配付しております。

以上です。

（川崎）今の答弁の中で、効果もありながらも、残念ながら侵入窃盗が増えているということでありましたけれども、この理由について、何か把握していることはありますか。

（自治振興課長）理由のほうは警察と協議しながら、はっきりしたことはちょっと分からない状況です。しかし、やはりこの防犯補助金をやっても増えていくという現状があって、全国的にも増えている状況なので、鴻巣市では増えているのですが、補助金を使って極力抑制できているのかなと考えております。また今後とも防犯補助金のほうを活用していただいて、少しでも少なくなるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

（川崎）実際にそういう防犯をつけた方たちがそこで侵入があったということではありませぬので、市内全体の件数としては伸びているということなので、必ずしも侵入窃盗が増えているから地域防犯体制支援事業の効果がないということは全くありません。ただ、その中で、この地域防犯体制の中でもたくさんのものであるのですけれども、防犯カメラ、個人のお宅のところへの設置というのは、これはなかなか効果的だろうと私は考えておりますけれども、個人でつけるところの防犯カメラについては、実績はどうだったのでしょうか。

（自治振興課長）個人で、第1弾のときの結果なのですけれども、防犯カメラ、361件の申請がある中で、53件ほどの申請がございました。あくまでもご自宅の敷地内、それを映すような形でということの決まりで防犯カメラをさせていただきまして、これにより、犯罪者のほうも防犯カメラがあることによって少し警戒するきっかけになったのではないかと考えております。

以上です。

（川崎）大変いい取組ですので、また6年度も期待をしていきたいと思っております。

続きまして、128ページ、129ページのところで、犯罪被害者等支援事業について、40万4,000円、この予算の根拠について伺います。というのは、見舞金につきましては、これはほとんどの自治体、9割が同じような同様の見舞金であったということでありまして、となりますと、この40万4,000円という計上につきましては、これは他の自治体と比べてどうなので

しょうか。そのことも併せて根拠としてお伺いをいたします。

（自治振興課長）この40万4,000円の根拠ですが、遺族見舞金が30万円、傷害見舞金が10万円で、研修旅費ということで県主催の担当者研修会の旅費として3,000円、また郵券料として、交付決定の郵送分として1,000円を計上したのが内訳になっております。やはり9割ということで昨日も申し上げたことなのですけれども、見舞金は一時金であり、見舞金としての性格のものであること、またほかの自治体の額を参考に、社会通念上妥当と認められる額と認識しまして設定した次第です。

以上です。

（川崎）分かりました。

それでは、続きまして146ページ、147ページのところで、マルチコピー機事業について5年度の予算より増額になっておりますので、その理由について伺います。

（市民課長）マルチコピー機につきましては、12月の補正のときに債務負担行為で予算のほうを計上しているのですけれども、実際この内容なのですけれども、保守期間が満了するということで、導入してからもう既に6年半経過しておりますので、引き続きコンビニ交付推進していくという考えの下、また新たな機器を購入するということで、購入費用として6年度の当初予算に計上したため、金額が増額になっております。

以上です。

（川崎）それでは、少し飛びます。252ページ、253ページのところで、環境課のほうにお伺いをいたします。し尿収集処分事業につきましては、5年度の予算より約100万円でしょうか、減になっておりますが、その理由について伺います。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えいたします。

減額した主な理由につきましては、合併処理浄化槽への切替えや公共下水道への接続により、し尿くみ取りを必要としている世帯の減少が見込まれることから、委託料を減額したことによるものです。

以上です。

（川崎）分かりました。

すみません、通告出していたのですけれども、238ページのエコな住環境につきましては、前任者が質問しておりますので、飛ばしました。

それでは、262ページのところになります。262、263ページで、環境保全型農業直接支払交付金事業について伺います。こちら予算概要説明会の資料の8ページのところにありますけれども、そこを見ていただきまして、（１）と（２）の割合について特にご説明していただきたいということと、6年度の見通しについて伺います。

（農政課長）お答えいたします。

本市で行っている（１）の地球温暖化防止に効果の高い営農活動、こちらにつきましては有機農業、堆肥の施用、カバークロップの取組となっております、（２）の生物多様性保全等に効果の高い営農活動、こちらにつきましては有機農業の取組となっております。この面積の割合といたしましては、（１）のほうは9割弱、（２）のほうは1割強となっております。

令和6年度の見通しとなっておりますが、こちらのほうは先ほどの歳入のほうでもご説明させていただきましたが、令和5年度より取組のほうが増えているということで、来年度一応3,024アールの取組面積を予定しているところです。

以上です。

（川崎）それでは、その下、道の駅整備事業について伺います。こちら予算概要の説明会では12ページのほうに載っております。全体のスケジュールについて、またこの中でも特に施設設計の概要について伺います。施設設計につきましては、2年かけてということで、ちょうど折り返しのときを迎えますので、今の状況で教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

（道の駅整備プロジェクト課長）お答えいたします。

全体のスケジュールにつきましては、先ほど委員のおっしゃったとおり、現在設計業務を進めておりまして、その中で大まかなスケジュールを今後お示しできるものと考えております。

続きまして、施設設計の概要についてですが、地域振興施設は、平家建

てを予定しております。また、施設内には直売所、レストラン、フードコート、多目的室、情報発信コーナー、キッズスペース、赤ちゃんの駅などを整備する予定でございます。詳細につきましては、現在設計を進めている中で決定してまいります。

以上です。

（川崎）では、264ページの渡内糠田排水機場維持管理事業について伺います。こちらのほうで先ほど歳入でも説明がありましたので、増額になった理由は結構ですが、分かりましたが、直近の被害状況と、その事業効果について伺います。

（農政課長）お答えいたします。

直近の被害状況ということですが、こちらに関しましては、令和2年10月の台風14号以降、台風や大雨による稼働の実績はございませんでした。次に、事業効果についてですが、こちら台風や豪雨により荒川の水位が上昇した際に、堤防外に強制的に雨水を放流することによりまして地域の湛水を防ぐということで、地域住民の生活と農地を守る重要な役割を担っているというふうに考えているため、事業効果はかなり高いものというふうに考えています。

以上です。

（川崎）では、266ページ、鴻巣・行田地区経営体育成基盤整備事業についてお伺いをいたします。こちらは、予算概要説明資料の11ページにも載っております。5年度の予算よりも減額になっております。担い手の育成が図られているのかどうか伺います。

（農政課長）お答えいたします。

この事業の主な減額理由といたしましては、これまで整地や道路、水路などの主立った工事がほとんど完了しているということから、令和6年度につきましては、残っている暗渠排水の工事と換地処分に向けた確定測量の実施ということとなっているため、事業費が減少しているものという形となっております。

また、担い手の育成についてですが、現在圃場のほうが広がって、大分圃場の環境がよくなったということによりまして、農地の集約化、集

団化が進みまして、担い手の農業生産向上に大きく貢献している状況という形となっております。

以上です。

（川崎）では、272ページのところになりますけれども、ひな人形の街鴻巣PR促進事業について伺います。予算概要説明会の資料では13ページです。5年度の予算よりも約100万円減になっておりますので、その理由、またサテライト会場の事業についても伺います。

（商工観光課長）ひな人形と花の街鴻巣PR促進事業でございますけれども、こちら鴻巣びっくり雛祭りの観光協会に支出しているものとなっております。令和5年度に20周年を迎えたことから、市制施行70周年プレ事業という形で先行して補助金100万円が上乘せされております。実際に20周年の記念誌、フォトパネル、フォトフレームというのでしょうか、等がこの費用について作成されております。そちらについて、プレということで先行して出しているところから、その分が令和6年度減額になっているというところでございます。

また、サテライト会場のそれぞれの取組等でございますけれども、メイン会場は日本一のピラミッド型ひな壇ということで、コロナ後初めてステージイベント等は今年度実施いたしました。また、サテライト会場のコスモスアリーナでは、今年度ひょうたんライト作りということで、ひょうたんライトでひな人形の形、穴開けてライトを作るといようなワークショップを実施し、実際にワークショップ参加された方、2つ作成しまして、1個を寄贈という形で飾りつけ等を行っております。また、花久の里ではつるしびな飾りや変わりびななどユニークな飾りつけが行われているほか、パンジーハウスでは花で飾りつけられた花びなの展示、ひなの里では元人形師による解説等を聞きながら、古いひな人形等を見学できると、なおかつ珍しい人形が見ることができるというところで、それぞれ施設が工夫を凝らしながら、来られる方を楽しませる努力をされているというところでございます。

以上です。

（川崎）それでは、同じページになりますか、商工会補助事業について、

こちらは説明会資料は5ページになっておりますけれども、この中で一部新規、拡充についての事業の詳細を伺います。

（商工観光課長）一部新規、拡充ということですが、来年度NTTの柱が移設を今行うということで伺っております。そちらにお祭りの際に使用する拡張放送器具が実はついておりまして、そちらの移設の必要があることから、鴻巣市商工会にその分補助金を補助するということになっております。

なお、拡充については、夏まつり等の際に鴻巣警察署と交通警備について打合せ等を行っておりますけれども、警備員体制の強化というのを求められておりまして、警備員の増員というところと、また昨今の人件費高騰も増額の原因というところとなっております。

以上です。

（川崎）それでは、その下の中小企業者支援事業につきましては、前任者が質問がありましたので、これは私はいたしません。

その下のにぎわい交流館管理運営事業についてであります。今度は、こちらのほうではカフェのことについてお伺いをしたいと思います。実際に市民の方から私声をいただきまして、子ども向けのメニューや子ども用の椅子を求める声がありました。この声については、令和6年度反映されるのかどうか伺います。

（商工観光課長）子ども向けのメニューの開発ということでございますけれども、昨年9月から子ども向けメニューとして、もちぼこワッフルというものを実際メニューとして提供しております。ウインナー、目玉焼き、フライドポテト等をワンプレートで提供するワッフルプレートという形で販売を開始いたしました。

令和6年度は、産学官連携事業で考案した、子どもでも食べられるミートボールパスタやもちぼこカレーを提供する予定でございまして、子どもたちでも食べられるメニューを拡充し、今後の集客につなげてまいりたいと考えております。

発言の訂正をお願いいたします。先ほど子ども向けメニューで、もちぼこワッフルを提供というような話させていただきましたが、ワッフル

プレートの中の一つの食材、食材というのでしょうか、それがもちぼこワッフル、ウインナー、目玉焼き、フライドポテトがワンプレートの中で提供されているというところでございます。もちぼこワッフルというものではないというところです。失礼しました。訂正のほうをお願いいたします。

（委員長）以上ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（川崎）メニューについては分かりました。

それで、子ども用の椅子を求める声があります。というのは、子ども連れでも気軽に立ち寄れるというのがにこのすの、特にカフェのコンセプトだったと思うのです。キッズスペースもあります。そこが結構いっぱいだったりするのです。そうしますと、高いテーブルで食べなくてはいけなと。子ども用の椅子がないということで、これについての用意はぜひ必要ではないかという声をいただいておりますので、このことについての配慮が令和6年度されるのかどうか伺います。

（商工観光課長）キッズ用の椅子につきましては、テーブルにつけて使用するアタッチメントタイプの椅子が今2脚ご用意されております。また、ソファの上に乗せて使用するタイプですが、2脚の、合計4脚今現在用意されているということでございますけれども、そういったお客様のご要望等をお伺いしましたので、今後増やしていく方向で施設と協議してまいりたいと思います。

以上です。

（川崎）細かなことを言うようすけれども、アタッチメントの椅子の場合ですと年齢が限られております。3歳ぐらいになるとちょっとアタッチメントでは厳しいかなと思いますので、いわゆる子ども用の椅子ということも考えていただきながら、子ども連れでもより気軽に立ち寄れるにこのすをまた目指していただければなと思いますので、そこについて再度、そのようなことも含めて、子ども用のメニュー及び椅子などの環境を整備を求めることについて、指定管理者と話す用意があるのかどうか、ここについては最後伺います。

（商工観光課長）指定管理者のアイル・コーポレーションとは、毎月定例会という形で現在の状況等、またお客様からの要望等、こういったものがあつたかというような話し合いをする機会を設けてございます。改めて、椅子ですとか、そちらについて要望等、機会を捉えてしてまいりたいと思っております。

以上です。

（川崎）それでは、276ページになります。このす花まつり開催事業につきまして、説明会の資料では14ページに載っています。こちらについても、一部新規、拡充の詳細について伺います。また、イベントの集約ということで説明もあつたのですが、その詳細について伺います。

（商工観光課長）当該事業でございますけれども、このす花まつりへの補助金となっております。花のまち鴻巣をPRするイベントとして、これまで通算13回開催してきたところです。今年度のイベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことから、会場内での飲食を可能にするなど、内容をコロナ禍以前とほぼ同等に戻して開催してきたところでございます。依然として来場者がなかなか伸び悩んでいる状況の中、吹上会場に至っては川里会場と比較しても来場者数が少なかったというところで、まず集約ということで考えているところです。

今年度からイベントの効率化と、持続可能なものとするため、令和6年度においてはイベントの集約化を図りたいということで、現在関係者と協議しているところです。また、令和6年の大きな変更点として、吹上会場のステージイベントと露店出店を馬室会場へ移設し、一本化する。詳細については関係団体と事業者等と現在調節中となっておりますので、3月と4月の開催予定の実行委員会で決定される事項ではございますけれども、人件費や資材等の高騰から、予算額は昨年度と同等という形で提案させていただいているところです。

以上です。

（川崎）では、278ページ、279ページになります。花いっぱいのもちづくり事業についてですけれども、こちら1,620万4,000円が計上されてお

ります。このPR効果、また市民の反応について伺います。

（商工観光課長）花いっぱいのまちづくり事業でございますけれども、こちらは令和2年12月制定の花と緑の都市宣言を受けまして開始した事業でございます。令和3年度よりフラワーロード花装飾委託を実施しておりまして、今年度は4月と10月の2回、ボランティアの皆さんを募集を行いまして、制作等実施いたしました。ボランティア募集に関しましては、広報紙やホームページのほか、市内の高校、専門学校にも参加協力を呼びかけておりまして、悪天候による日程変更があっても毎回100名を超えるような方々に実際に参加いただくなど、すっかり定着していると思っております。ハンギングバスケット50基とプランター200基を、地元産の季節の草花をふんだんに使用して、こちらについては実施しているところでございますけれども、1日当たり約2,000人、免許センターの利用者の方々の目に留まっているというところから、花のまち鴻巣を印象づけられているものと考えているところです。

このほか、街なか花装飾・管理委託料というところでは、9月中旬頃から3月中旬にかけて、鴻巣駅、吹上駅の両駅前広場にハンギングバスケットを多数設置し、両駅利用者のほか、期間中に開催される多くのイベント来訪者にもまた花のまち鴻巣をアピールしていくというふうに考えております。

以上です。

（川崎）それでは、ページ飛びまして、316ページ、317ページ、ここからは危機管理課についてお伺いをいたします。災害対策事業の具体的な事業内容について、まずお伺いいたします。

（参事兼危機管理課長）災害対策事業ですが、主なものにつきましては防災に関する庶務的な事業費になります。例えばですが、防災服、作業服の購入、それから防災用携帯電話の通信費等になっております。

以上でございます。

（川崎）続きまして、318ページ、319ページになります。災害支援体制整備事業についてお伺いをいたします。これは2,437万3,000円が計上されておりますが、5年度の予算よりも減額になっております。その理由

について、まず1点伺いをいたします。

そしてまた、続けて伺いするわけなのですが、1月1日の能登半島の地震がありました。このことを踏まえまして、備品ですとか体制において何か変化があったのかどうかについて伺いいたします。

（参事兼危機管理課長）まず、減額の主な理由なのですが、令和5年度につきましては、指定避難所の防災倉庫に損傷がありまして、こちらの修繕を行いました。その修繕が完了によつての減額となっております。それと、防災備品の購入に当たつて、令和5年度は備品の本体を購入いたしました。6年度は、その備品の附属品等の購入という形を予定しておりますので、こちらそのような形で減額となっております。

それから、能登半島地震を受けての体制についてなのですが、鴻巣市の防災の基本は、首都直下型地震、東京湾北部地震を基に計画を立てております。ですが、発生確率は低いのですが、関東平野北西縁断層帯地震、こちら震度7クラス、能登半島地震と同じような揺れを想定しているものを中長期的な計画として備蓄体制を整備しておりますので、特に能登半島地震があったからといって変更はございませんが、中長期的には能登半島地震が起きても大丈夫なような体制をとということで準備を進めております。

以上でございます。

（川崎）これ最後の質問の320ページ、321ページの家具転倒防止器具等設置促進事業にも関係するわけなのですが、家が倒壊したということもたくさんありました。また、当然ながら家具の圧死ということもありましたので、この家具転倒防止器具等設置促進事業はもちろん大賛成であります。ちょっと残念といえば残念なのが、申し訳ないのですが、公明党といたしましても一般質問等でこの家具転倒防止器具等設置促進については強く訴え、また感震ブレイカーの必要性ということも訴えてきたわけなのですが、この事業化するに至った経緯、少し遅かったのではないかと、正直申し上げますけれども、そのように思っております。今回の事業化するに至った経緯について伺います。

（参事兼危機管理課長）災害が現在頻発化、激甚化している中で、まず

鴻巣市としては在宅避難を推進し、防災意識を高めたいというふうに考えております。これに合わせて、私ども出前講座等では在宅避難について、それから家具の転倒防止について重点的にご案内させていただいております。トイレの備蓄、それから食料品の備蓄についても、ローリングストック法だとか、簡易トイレの使い方、携帯トイレの使い方というのも含めて出前講座でご案内をさせていただいております。ですが、食料や備蓄についての、それから情報収集については継続的に周知をしているのですが、本市で毎年行っております市民アンケートで家具の転倒防止対策を行っているという市民の割合が、備蓄物資、それから情報収集と比較するとまだ低いのが現状でございます。そういった中で、過去の災害、例えば阪神大震災や東日本大震災、こういったものの約6割の火災の原因は電気火災だったということも結果として報告を受けております。これら総合的に判断いたしまして、電気火災を防止するために効果的な感震ブレーカーの設置や、家具の転倒から身体の安全を確保するために有効な家具転倒防止器具の設置を促進するために、補助金を交付したいという形に至りまして、地震災害における火災防止及び在宅避難を推進し、防災意識の高揚を図りたいという形で予算化、事業化させていただきました。

以上でございます。

（川崎）最後の質問になります。この家具転倒防止器具等設置促進事業につきましては、前任者の質問の中で200件を見込んでいるという中で、近隣の状況を見ますと1桁というような実施状況だったということも話がありました。これは、あまりにももったいない。大変いい事業でもありますし、周知はもろんなのですけれども、本当に200件分を使い切れるぐらいの皆様に意識を持っていただいて、ぜひ実効性のあるものにしていただきたいと思います。具体的な強い周知活動については考えありますか。

（参事兼危機管理課長）こちらについては、先ほども申し上げたところでもありますが、出前講座で阪神大震災の例を出しまして、写真等、それから阪神大震災における状況の体験談、こういったものをお見せしな

がら、家具の転倒防止についてこういったものがあるのかということをご案内しております。こちらは、埼玉県でも行っているイツモ防災というものを取り入れて、私ども出前講座の内容を修正しております。その折に、こういったもので市の事業として補助もありますよという形を併せてご案内させていただいて、普及に努めたいと考えております。

（委員長）ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前 10 時 08 分）

◇

（開議 午前 10 時 23 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで市民生活部より発言の申出がありましたので、許可をいたします。

（市民生活部副部長）すみません。昨日の古山委員のご質問について、1点補足をさせていただきたいので、発言のほうをお願いいたします。昨日の111ページの行政推進報償金の、会社も入っているのかという部分について補足をさせていただきます。まず、各自治会、町内会においては、規約、会則に基づいて運営をされております。その中で、会員については、区域内に住所を有する住民というのが一般的に規則で定められております。また、そのほか住所を有する法人等ということで、法人等が賛助会員になれるという規定を設けているところもありますので、それぞれの自治会の判断で、会社においては会員となれるということとなっております。

また、報償金の関連ですけれども、報償金については、その規約に基づいて会員となっている世帯数を請求しているものとして認識しております。賛助会員については、会社についてはやっぱり、住所があっても、そこに世帯が住んでいるという実態がないので、報償金の請求には含まれていないというような形で捉えております。

以上です。

（委員長）以上ご了承願います。

引き続き、ほかに質疑はありませんか。

（大塚）それでは、令和6年度の予算について何点か伺います。

初めに、歳入の72、73ページ、担当は自治振興課になります。市町村交通災害共済加入推進交付金であります。昨年との比較では、予算額としては6万円の減額となっています。これ6年度については、あくまでも加入見込み、予定の数ということで予算計上されていると思いますが、初めに5年度の比較において、加入者数の違い、比較はどのように理解をしているのでしょうか。

（自治振興課長）こちらの加入推進交付金は、共済会員1人につき70円ということで、世帯数加入加算金と加入率の加算額を加算して計上しております。こちらのほうで、令和5年度のときは前年度の実績を勘案しまして……前年度の実績を見越して76万円と計上しておりますが……ちょっと暫時休憩いたします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時28分）

————— ◇ —————

（開議 午前10時29分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（自治振興課長）大変失礼いたしました。

令和5年度のときは1万人を予測していたのですがけれども、令和6年度のほうは前年度の実績を基に9,000人で計算していることから、その差額が生じております。

以上です。

（大塚）そうしますと、この災害共済につきましては、比較的安価で入りやすいというのが今までのイメージだったと思います。これはあくまでも加入推進をした場合の交付金ということになりますので、今後、担当課、市としては、この共済について推進といいますか、案内を進めていくような考えでいるのかどうなのか、今後についてはいかがでしょうか。

（自治振興課長）こちらのほうも、これまでも窓口等、またホームページ、広報等でお知らせしておりましたけれども、やはり安価で安心できるということありますので、引き続き市民のほうに周知していきたいと

思います。これはまた、県内の全部の市が入っているわけでありませんので、鴻巣市のほうは、鴻巣市民はこの共済に加入できますよということも一つのメリットだと思いますので、そういうのをPRできればと思っています。

以上です。

（大塚）この共済の案内については、一般的に自治会、町内会の回覧等によって案内をされていることが多いと思われます。したがって、それら組織、団体に入っていない皆さんにも広く勧めるべきという指摘をして、次の質問に参ります。

続きまして、75ページ、環境課です。廃油リサイクル収入です。これにつきましては、昨年と予算額は同額となっておりますが、最終的には本市の目指している循環型の社会の形成には当然必要な事業であると思われます。さきの説明では、精製業者をもって、その後販売に至っているという説明がありました。そこで、全体の処理量について、ここ数年の、あるいは6年度の見込み等についてはどのようなになっているのでしょうか。

（環境課副参事）お答えします。

家庭で使用された廃食油は、紙に吸わせたり凝固剤で固め処分していますが、費用がかかり、ごみも増えます。廃食油を排水溝に流すと排水管が詰まったり、河川の水質汚濁により環境への負荷を避けるため、使用した廃食油、賞味期限の切れた廃食油を回収を行っています。廃食油の回収は、委託業者と契約を結び、市役所、支所、公民館など20か所にポリタンクを配置し、回収しています。各施設に配置されたポリタンクは、1か月に1回の回収を行います。回収された廃食油は、バイオディーゼル燃料の原料等として使用されています。回収した量については、令和3年度は6,405リットル、令和4年度は5,135リットルとなっています。令和6年度の回収見込みですが、6,000リットルを計画しております。以上です。

（大塚）リサイクルというと、一般的に例えば比較的金額、売価が安定しているアルミ缶ですとか、あるいはペットボトル等々、紙類もそうで

すけれども、目につくものは比較的集めやすいというか、声をかけやすいと思うのです。ただ、廃油についても、本来リサイクルに徹して、なるべくごみにしないというのがやはり今後必要になってくるかなと感じています。改めて、6年度、6,000リットルを見込んでいるということですが、この廃油の量を一リッターでも増やすような手だてというのを6年度中に検討できるかどうか、その点はいかがでしょうか。

（環境課副参事）家庭で使用されました廃食油の回収につきましては、広報もしくは市のホームページ等で掲載をして、啓発活動を行っていきたいと考えております。

以上です。

（大塚）次の質問に参ります。121ページ、自治振興課、放置自転車対策事業であります。これにつきましては、歳入で申し上げますと、35ページにはその手数料として金額が計上されています。昨年との予算の比較では、100万円弱程度が減額となっています。まず初めに、処理数の増減についてはどのようなになっているのか、また併せて減額の理由について伺います。

（自治振興課長）毎年の駐輪案内業務などの効果により、駅周辺の放置自転車数が減少していることから、シルバー人材センターさんの意見も踏まえて、平日は1日置き、年120日程度の実施をしていたのですけれども、令和6年度からは北鴻巣駅西口、東口と吹上駅北口、南口は半数の年62日、鴻巣駅は放置自転車が他駅よりも多いことから、通勤通学の少ないお盆や大型連休期間の業務を除き、年116日の業務の削減を図ったのが原因になります。

以上です。

（大塚）放置自転車の現状でいいますと、いわゆる景観、美観を損ねる原因であります。今後減ってきて、限りなくゼロになるというのが好ましい状態ではあると思うのですが、6年度の中でゼロに向かう手だてとして、何か得策、策を講じるということは、考えはあるのでしょうか。

（自治振興課長）放置自転車の台数を減らす措置としましては、やはりシルバーさんを含め、警察との協力の中で進展させていきたいと思って

おります。

先ほど処理数の、放置自転車の撤去台数とかちょっと申し上げていなかったかと思うのですけれども、すみません、令和5年度の12月末までで放置自転車の撤去台数は45台となっております。

以上です。

（大塚）この件に関しましては、例えば放置自転車イコール、もしかしたら乗り捨てとか廃棄の場合もあるかと思います。そこで、ちょっと課が違うのですけれども、例えば乗らなくなった自転車はリサイクルができますというような案内、あるいはそういう対応というのは可能でしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えします。

自転車の排出状況にもよると思うのですけれども、状況によっては可能だと思われます。

以上です。

（大塚）次の質問です。257ページ、農業委員会事務局であります。事業名としては農業委員会運営事業であります、若干であります、前年との比較では増額となっています。今回、人事案件の中で農業委員が任期が満了になるということで、メンバーの変更が議題として出されました。そこで伺いますが、前年度までの課題がどのような点があるのか、また改めて令和6年度の目標についてはどのように定められている、あるいは示していこうという考えがあるのか、この点を伺います。

（農業委員会事務局長（課長級））お答えいたします。

まず初めに、農業委員会では、現在農業委員13名、農地利用最適化推進委員22名、合計で35名で活動しております。農業委員会の活動として、農業委員会等に関する法律の規定により、農地等利用の最適化の推進が最も重要な活動とされております。具体的には、農業の担い手である認定農業者等への農地利用の集積、集約化、それから遊休農地の発生防止、解消、それから新規参入の促進のことを言っております。

そこで、ご質問の前年度までの課題と令和6年度の目標というお話ですけれども、農地利用の集積、集約化につきましては、農業委員会では、

たくさんある農地を集約して大規模効率化を図って、それをいかに少ない担い手の農業者で守っていくかというような課題がございます。目標としましては、今使われている農地を使えるうちに農地中間管理事業などの活用をしながら、担い手に集積、集約化を図れるように、各委員の活動として推進していきたいと思っております。

それから、遊休農地の発生防止、解消についてですけれども、農業従事者の高齢化や農業後継者不足、相続などによって農地を取得した者が耕作できずに遊休農地化するというのが課題かと思えます。目標としましては、農業委員会で行っております農地パトロールですとか農地利用状況調査を引き続き実施することで、各委員の活動の実績として遊休農地の確保（P.36「確保」発言訂正）と有効利用につなげていって、遊休農地の発生防止、解消に努めていきたいと考えております。

最後に、新規参入の促進についての話ですけれども、新規参入者が農地を取得するためには、年間150日以上農作業に従事すること、所有している全ての農地を効率的に耕作することなどの要件を満たす必要があり、取得後の農地を適正に管理できるかどうか、機械ですとか労働力、技術などの営農計画を総合的に判断する必要があるがございます。耕作する農地のあっせんや参入地域における農業者との調整が必要となるなど、なかなか新規参入の促進につながらないことが課題としてあります。目標としましては、新規参入者の希望をよく聞き取ってあげて、委員との情報共有を図って、具体的な農地のあっせんに努めていきたいと考えております。また、昨年度、産業祭のイベントのところで新規参入者向けのブースを設置しております。そういった参入者が相談できるような場を設けることも有効かと思いますので、努めていきたいと考えております。以上でございます。

（大塚）手前みそな話なのですが、今回一般質問で鴻巣の農業についてということで今後やり取りをしますので、この程度にとどめたいと思います。

続きまして、319ページ、危機管理課です。ここでいうところの防災行政無線の管理事業であります。金額的には、若干でありますが増額となっ

ています。この項目の事業の中で、器具等の修繕料が計上されています。まず、この修繕料は何をもつての修繕料か伺います。

（参事兼危機管理課長）こちら防災行政無線同報系の屋外子局、こちらのバッテリーの修繕になります。こちらを劣化しているもののバッテリーの交換の修繕となっております。

以上でございます。

（大塚）バッテリーの寿命については、おおむね平均何年ぐらいというのが出ているのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

（参事兼危機管理課長）明確にはございませんが、おおむね5年ぐらいで劣化が著しくなっているのが現状でございます。防災用ですので、停電さえしなければ使うことはないのですが、落雷等で電気が落ちてしまった場合、それでも放送は流れるようにセットしておりますので、そういった場合使用いたしますので、おおむね5年程度では交換しております。

以上でございます。

（大塚）さらに、この事業の中の予算の中で委託料が計上されています。この委託料の主な内容について伺います。

（参事兼危機管理課長）こちら防災行政無線の子局及び端末の定期点検、保守点検ですね、こちらの保守委託になります。この折には機器の点検と電圧、それから周波数、電波法に基づく出力値の測定等を行っております。

以上でございます。

（大塚）防災無線でありますので、万が一の災害発生時には当然有効に生かされるものと理解をしております。この事業の中で、いわゆる予算の中で、数年前だったと思いますが、防災ラジオが計上されて、今はどうなっているのか、その点をちょっと改めて伺います。ちなみに、歳入のほうでは71ページにおいて説明がありました。1台3,000円掛けることの200台分を計上しているとの説明がありました。現在この防災ラジオ、どんな状態で、残っている台数、貸出見込み、貸出ししている台数等については把握をされているのでしょうか。

（参事兼危機管理課長）令和３年度に防災行政無線、現在のシステムを整備しております。その折、防災ラジオは戸別受信機として5,000台整備いたしました。3月5日現在で無償貸与、こちらをしているのが1,040台、それから有償貸与に関しては1,088台、総貸出数としまして2,128台貸出ししております。現在の在庫としては2,872台ございます。近年災害等が起きますと、多くの方が有償貸与の申出がありますので、今年度も昨年度より多い形で申出があるのではないかと今踏んでおります。ここ最近多くの方のご申請をいただいているような状況でございます。

以上です。

（大塚）それぞれの事業についての質問は以上となりますが、今定例会の初日に市長から6年度の施政方針が示されました。その中で、柱としては大きく3つが挙げられました。そのうちの一つ、人生でいえば70歳、70年を迎えました。これを鴻巣市全体で取り上げて、広く皆さんにも周知をしながら、70年というものを上手に一つの起点として生かしていきたいというような話だったと理解をしております。

そこで、改めて伺いますが、この70周年について、市民生活部、また環境経済部それぞれで、70周年という、具体的には冠という表現でしょうか、具体的な事業等について、今の段階で計画があれば、それらを伺います。また、もし中身というか分かれれば、その開催する時期あるいは事業名等をお答えいただければと思います。また、2つの部以外にも、今日は両支所にも来ていただいておりますので、もし何かあれば併せて発言をお願いいたします。

（自治振興課長）70周年冠事業についてですが、初めに市民生活部自治振興課よりご説明させていただきます。

自治振興課では、冠事業2事業、記念事業1事業ございます。冠事業としましては、予算書でいきますと113ページになるのですが、市民活動センターの管理運営事業の中で、親子交流フェスとこどものまちが該当します。親子交流フェスは、令和6年の7月下旬を開催予定としておりまして、こどものまちは令和7年2月上旬を予定しております。参考として、令和5年度の実施の親子交流フェスは10月9日開催のハッピーハロ

ウィンで、参加者は1,671名、同じくこどものまちは2月10日から11日開催され、参加者は延べ265名でした。

記念事業は、予算書でいきますと133ページ上段の公共交通維持事業のコミュニティバスのフラワー号無料運行事業となります。身近な移動手段として子どもたちにフラワー号を知ってもらい、今後のバス利用の促進につなげるため、夏休み期間中に小中学生を対象に運賃を無料とするもので、令和6年の夏休み期間、40日間を対象としております。

以上です。

（市民課長）続いて、市民課です。市民課では、記念事業で1事業です。予算書143ページ中段の戸籍事務事業において、70周年記念事業オリジナル婚姻届出用紙、出生届出用紙として、新たなライフステージをお祝いするデザインされた届出用紙を作成し、各届出を行ってもらうものです。若者世代の地域への愛着醸成を図るとともに、市の封筒や広報紙のデザイン、各課で作成するチラシなど、全庁的な取組の一環として実施することで市のイメージアップの効果も高まると考えております。予算額は、届出用紙代として印刷製本費約23万円を計上しております。実施期間につきましては、通年を予定しております。

以上です。

（国保年金課長）続いて、国保年金課です。国保年金課では、記念事業として1事業を予定しております。予算でいうと国保特会での計上となってしまうのですが、予算書でいきますと453ページ、趣旨普及事業になります。こちらにおきまして、日本薬科大学と行う健康づくり推進事業と銘打ちまして、日本薬科大学の学生に協力、参加していただきながら、健康の重要性など健康づくりについての啓発活動を行う予定です。年3回程度、本市のイベント会場等で学生による研究成果を発表するスペースを設置するなど、来客者とのコミュニケーションを通じて特定健診等の受診勧奨を行っていきたいと思っております。予算は、消耗品費で各回3万円、合計9万円を計上しております。

以上です。

（商工観光課長）70周年冠事業でございますけれども、環境経済部では

12の事業を現在予定しております。

次年度の計画でございますけれども、花のオアシスフェア、チューリップまつりを4月早々の時期に、4月6日、7日の土日に予定しております。また、その後、こうのす花まつりでございますけれども、5月11日土曜日、19日の日曜日（P.35「5月11日土曜日、19日の日曜日」発言訂正）に予定しているところです。また、こうのす空・花クーポン券2024でございますけれども、令和6年6月1日土曜日から9月30日月曜日の実施ということで予定しております。また、鴻巣夏まつりでございますけれども、7月上旬というところで今現在調整しているところでございます。同じく吹上夏まつりでございますが、鴻巣夏まつりの翌週ということで今現在調整しているところでございます。こうのす花火大会でございますが、こちらにつきましては10月上旬ということで今現在調整しているところです。鴻巣市おとりまつりでございますが、こちらにつきましても10月の中旬頃ということで、金曜日、土曜日、日曜日ということで実施しております。実際の歩行者天国という形は日曜日のみということで今現在調整しているところです。コスモスフェスティバルでございますけれども、こちらにつきましても10月下旬に予定を今しております、調整をしているところです。鴻巣びっくりひな祭りでございますけれども、令和7年2月中旬から3月上旬ということで今現在調整というところとなっております。鴻巣さくらまつりでございますが、例年3月の下旬ということで実施しておりますので、こちらにつきましても3地区というところで調整しているところでございます。最後でございます。鴻巣市産業祭でございまして、こちらについては11月、例年中旬の土曜日というところで、総合体育館で実施する予定となっております。

以上です。

（吹上支所副支所長兼地域グループリーダー（課長級））吹上支所としましては、70周年の冠事業については支所として事業は特にございせんけれども、先ほど商工観光課より説明のありましたさくらまつり、コスモスフェスティバル等、地域に根づいたイベントがありますので、地

域振興の観点からも引き続き支所として携わってまいりたいと考えております。

以上です。

（川里支所副支所長（課長級））お答えいたします。

川里地域では、市制施行70周年を迎えるに当たり、冠事業としてかわさとフェスティバル2024が該当いたします。かわさとフェスティバルは、昨年11月に4年ぶりに開催され、多くの来場者をお迎えし、大盛況でありました。今後冠事業としての主な内容につきましては、令和6年6月中旬に第1回かわさとフェスティバル実行委員会を開催する予定でございます。予定ですが、11月の開催に向けまして、実行委員と、事務局であります川里支所職員が協力し、記念イベントにふさわしい内容になるよう準備してまいります。

以上です。

（商工観光課長）すみません。発言の訂正をお願いいたします。

こうのす花まつりでございますが、先ほど私、「5月11日土曜日と19日」というふうに申し上げたようです。正しくは「11日土曜日から19日の日曜日まで」という期間になっておりますので、そちらの訂正をお願いいたします。

（委員長）以上ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（大塚）各課から報告をいただいて、こういう大きなイベント、あるいはそうでないイベントも含めて数あるなど。本来これ1年間を通してのことなので、しっかりと資料にさせていただいて、なるべく多くの皆さんに、我々議員も含めて理解をすべきかなとちょっと感じています。

これ基本的には、70周年は総合政策課が恐らく中心というか、窓口となっていていろんなものをコントロールしていくのだと思うのですけれども、先日総合政策課に70周年のことで1つお尋ねをしました。なかなか取組としては、70周年というのを口ではよく言われるのですけれども、形に残るようなもので鴻巣市を挙げて何かする予定はありますかということ聞いたのですが、取り立てて今のところ、冠あるいは記念事業あるい

はPR事業としてやっていくということでありました。これは個々の捉え方だと思うのですけれども、私そのときに、職員の皆さんそれぞれ今職務で使う名刺等を、何か伺うと、紙は自前で用意して、印刷等については役所でやったりというのが一般的だと聞きました。例えば皆さんの使う名刺の中にも70周年が大きく目立つようにして、自らも70年を迎えたのだという意識づけをしながら、その名刺を相手に渡すことによって、鴻巣の70周年というのを、それこそ市全体で取り組むという一つの具体的な手法になるのかなと思っています。これについては、本来は質問しなくてはいけないのですが、何かの機会に私はどこかでこれを触れていきたいと思っています。

改めて、そうはいっても質問をしないと形にはなりませんので、代表して環境経済部部長、個人での思いということで、私はたまたま名刺という話をしましたが、職員の皆さんにはどういった形で喚起をしていくのか、その点はいかがでしょうか。

（環境経済部長） それでは、お答えいたします。

大塚委員おっしゃられたとおり、70周年という大きな節目のところで、我々環境経済部は、先ほど商工観光課長が申し上げたとおり、イベント、お祭り系の事業が多い部署になります。ですので、我々としましても、先ほども名刺というアイデアいただきましたけれども、冠ということで、鴻巣市は70周年ですよというところを、例えば受付のところに大きくポスターなりなんなり貼っておくとか、予算的な措置というのは通常どおりしか取っておりませんので、工夫をしながら、鴻巣市70歳ですよというところが広く市民の皆様、また市外の皆様に周知ができるような何か工夫を、それぞれ担当課長のほうで一工夫して、何とかPRという部分でやっていければというふうに考えております。

以上です。

（農業委員会事務局長（課長級）） 大変申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの私の答弁の中で「遊休農地の確保」と申し上げてしまったところがあったようでございます。正しくは「遊休農地の発生防止と解消」

ということで、発言の訂正をお願いいたします。

（委員長）以上ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（後藤）それでは、何点か質問をさせていただきます。私のほうからは全て歳出に関する質問になります。

まず、1つ目、121ページ、交通安全啓発事業について。予算概要の説明会に諸事情で出席ができなかったのも、重複している部分もあるかもしれないですけれども、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金、予算額600万円について、令和5年度に引き続き、今年度大変人気の事業だったかと思います。今年度と同じように、予算が不足した場合については補正等を組まれる予定があるのかということと、あと説明会の資料に、埼玉県ヘルメット着用率が6.1%ということで、これは群馬県とかに比べるとかなり低いのかなという印象を持ちまして、本市の状況を含めて令和6年度普及率の目標数値等があるのかということ伺います。

（市民生活部副部長）それでは、お答えいたします。

まず、普及率というか着用率のほうを説明させていただきます。着用率というのは、警察のほうで、主に人が多く集まる駅、それから商業施設、ショッピングモール周辺で警察官が、自転車で来られた方のうち、かぶっている方がどのぐらいいたかということで、割合で出したものでございます。こちらについては、鴻巣ではなくて、県内においてはさいたま市、川越市、久喜市等で調査をしたということでございます。その数字がやはり6.1%と、前回、昨年7月に調査した結果では、全国の13.5%に対して埼玉が6.1%と非常に低い状況となっております。特に市として目標数値というものは定めてはおりませんけれども、こういった警察の調査、それから予算として計上している助成制度の販売個数と、そういった部分を参考にしながら、事業のほうを展開していきたいというふうに思っております。

それと、予算が不足した場合ということですが、こちらについては今年度9月で1,000個で、12月の補正で2,000個という形で、9月においては1,000個がすぐに上限に達してしまったのですが、今

2,000個の部分については2月末で大体600個程度ということで、なかなか進んでいないのですけれども、販売のほうは。今後というか、3月については、新年度に向けて準備をする人が多いだろうと、そういったことは販売店等からも聞き取りをして聞いておりますので、多くなるというふうに期待をしております。来年度、6年度については今年度と同等の3,000個ということで計上しております、現状では十分な個数であると、十分な個数を計上しているという判断ではありますが、この個数が不足するかどうかというのは、これはもう市の取組の部分も大きく影響すると思いますので、これまでも警察とか県とかと一緒にキャンペーン等で周知活動を行ってきましたけれども、着用の重要性について今後周知、啓発、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

（後藤）続きまして、123ページ、A Iを活用した交通安全対策事業について質問させていただきます。こちらも予算概要説明会の資料を見たと、1番の目的でD Xの推進に関して包括連携協定を締結している3社が共同で提供する事故発生リスクA Iアセスメントを導入し、交通事故の未然防止を図るという記載がありまして、個人的な印象なのですが、かなりお金がかかるのかなという印象を受けました。ただ、予算額というのが55万円というところで、この内訳についてもう少し詳細を伺えればと思います。

（自治振興課長）55万円の内訳ということですが、やはり事故発生リスクA Iアセスメントのアプリケーションへのアクセスする権利やシステムの維持管理、サーバー等機器の使用料が合計されたものになりまして、価格については市町村の規模によって変わると聞いております。以上です。

（後藤）ちょっと関連しての質問なのですが、A Iが予測した交通事故発生リスクの高い危険箇所というのが3月にこうのとりっぷに掲載されるというところだと思うのですが、大体何か所ぐらい危険箇所としては挙がっているのかというところが今お分かりでしたら願います。

（自治振興課長）危険リスクというのがパーセンテージがございまして、

何％以上を載せるかどうかというのをちょっと最終的に今検討しております。今ちょっと最終検討中です。

以上です。

（後藤）続きまして、127ページ、地域防犯体制支援事業について伺います。こちら、ちょっと前任者との質問と重複をするかとは思いますが、防犯カメラの設置について、新たに鴻巣駅東口のココスの前の交差点と、あと西口のアンダーパスの交差点に設置をされたということなのですが、この設置場所というのはどのようなプロセスで決定に至ったかというところを改めて伺います。

（市民生活部副部長）防犯カメラについてですが、こちらについては今日も、昨日も、ほかの委員からもご質問いただいている件ですが、まずこの設置につきましては非常に犯罪の抑止効果が高いということで、市のほうでも取り組んでいきたいというふうに考えております。防犯カメラの設置については、3駅についてはおおむね31台ということで設置が完了している、今後エリアを拡大して設置をしていくということで幾つか候補を挙げまして、その中から警察のアドバイス等も考慮して2か所選定をしております。

今後については、防犯カメラについては徐々に地域で、まず人通りの多いところは市で設置します。では、人が通らないところでも犯罪というのは起きておりますので、地域ではほかの取組でも実施しております防犯対策補助金、こちらのほうの設置を進めていただくと。設置が徐々に進んでいきますと、地域としてそのエリアが空き巣が入りにくいというような情報になるというような話も警察からも伺っておりますので、防犯環境の整備が進めば侵入窃盗の犯罪も減ってくるものと考えておりますので、そういった部分では、今後住宅等防犯対策補助金の申請状況、それから犯罪の傾向等も踏まえて、市の設置するカメラの範囲、どこまで拡大していくのか、また個人住宅のカメラのほう有效果があるのか、そういった部分も踏まえて検討しまして、今後の取組というのを判断していきたいと思っております。

（後藤）続いて、128ページの犯罪被害者等支援事業については、前任者

の質問と重複するので、割愛をさせていただきます。

272ページの空き店舗対策事業について、こちらの申請者の推移について、まず伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えします。

令和2年度、3件、実際に空き店舗ということで補助金のほうを交付しております。令和3年度も同等に3件交付しているような状況です。それ以前については、2件過去に実績があるというところでございます。以上です。

（後藤）再度質問になるのですが、単純比較は難しいと思うのですが、近隣他市だったり同じくらいの人口規模の市でも同じような形で取組をされている市町村あると思うのですが、比較して件数というのはどうなのかというところを伺います。

（商工観光課長）今手元に具体的に数字を持ち合わせておりませんので、数字自体をお答えするのはちょっと難しい状況ですが、実際に空き店舗の取組について、それぞれの市町村でアプローチが多少違ってまいりますので、どれだけ効果があるかというところはなかなか比較するのは難しいところだと思っております。ここ4年、5年、今現在申請等、相談は実際ございます。相談はございますが、実際に申請まで至っていない、現在の要項等の見直しを今回行うことで、次年度以降そちらについて対応していきたいという考えで今対応しているところでございます。以上です。

（後藤）すみません、また関連してなのですが、昨年会派の視察で青森県の三沢市に行ったときに、空き店舗の対策事業をやられていたのですが、単純な土地に1個1個建っているテナントということではなくて、店舗兼住宅のような形のところで、上に人は住んでいるけれども、下で商売をしていないという方が多くて、なかなかそこが空き店舗としてはそのままになっているみたいなお話を聞いて、なるほどなと思ったのですが、本事業においてはそのような形態の建物に対してもこういった補助とかが出るのかというところ、お分かりであればお願いします。

（商工観光課長）現在の要項では、そちらについては対象としておりません。ただし、委員今ご指摘いただいたとおり、店舗併用住宅が多いところから、次年度、今検討しています要項の中で、店舗併用住宅棟改修事業ということで、実際に店舗を所有している方に対して、生活空間と事業空間の分離に要する経費、例えば給排水設備ですとか電気、住宅部分との間仕切り、対象施設工事に対する諸経費等について、対象経費の2分の1の25万を一応出すということで、実際の要項について今審査中というところになっております。

以上です。

（後藤）では、最後の質問になります。314ページの消防団運営事業について伺います。機能別の団員であったり、いろいろと取り組まれているとは思いますが、一方でやはり団員数の減少というのは本市だけではなくて、全国的にも懸念されているところかと思えます。定数減というか、減っていく一番の要因は何かというところと、あとは中期的、長期的に考えて、今後も防災時の安全等が担保できるのかというところを伺います。

（参事兼危機管理課長）定数減の一番の原因というものは、過去には退団者と入団者は同じ、同数というのが一般的でした。ここ数年にあっては、退団者に対して、その数に満たない入団者というのが続きまして、団員数が減っているのが現状です。特に入団者については、仕事との両立が難しいということで断られているということをよく分団長のほうからは聞いております。

それから、今後についてになるのですが、消防団としては団員が減っているということに対して、再編という形で分団と分団をくっつけることによって組織力を強くするという形で、消防団では令和3年3月に再編計画を策定して、令和4年4月1日に第1期再編、そして第2期再編として令和6年4月からという形で15個分団制に改めるような形で組織力の強化に努めております。

以上です。

（川崎）では、関連しての質問をさせていただきたいと思えます。

まず、133ページのデマンド交通運行事業についてです。こちらは藤村委員のほうからも質問があったかと思いますが、ご説明の中で、今回新たに市長からですか、市民の方の声を聞いたということで、3歳（P.43「3歳」発言訂正）まででしたでしょうか、お子さんと乗るという方に対しての無料ということでありましたけれども、当然要望が多かったかと思うのですが、このことについての詳細の説明をいただきたいのと、ほかにも市民の方からの要望を取り入れて、今回このす乗合タクシーを充実させるということがあれば、そのことについてお伺いしたいと思います。

（市民生活部副部長） それでは、今回割引等の対象を拡大する2歳到達月末日までの保護者という部分については、実際に市長への提言ということで、以前の市長へのメールという形なのですけれども、その中で市民の方から提案がございまして、まず妊婦、妊娠している方については現在もサービスしている。ただ、その方の話では、生まれた後、やっぱり子どもを連れて出かけるのが、生まれてからのほうが大変なので、乗合タクシーでいうと300円だったのが、子どもが生まれると500円になってしまいますので、300円のまま継続してほしいと。同様の意見が直接自治振興課のメールにも寄せられておりましたので、複数寄せられたということで検討したところ、他の自治体、県南とか、あとは都内においても、コミュニティバスなのですけれども、同様の施策を展開しておりましたので、鴻巣市のほうでデマンド交通も含めて実施したいということで、今回変更、追加するものでございます。

それと、その他の市民の要望ということですが、乗合タクシーについては、今事前予約制ということで、予約を受けて運行しております。システムのほうのデータを確認しますと、やはり予約の件数に対して実際に予約を取れた人というのが少なくなっておりまして、予約できなかった人もかなり多くなっているということで、料金が安いという部分、予約ができるという部分で非常に人気が高いという判断で、今回2台増台させてもらっております。

以上です。

（川崎）先ほど「３歳」と私申し上げましたので、「２歳到達月末日」ということで訂正をさせていただきたいと思います。ご説明いただき、よく分かりました。

もう一点が、こちらは272ページの空き店舗対策事業につきまして、古山委員、またただいま後藤委員からも質問がありましたので、このことに関連しての質問をさせていただきたいと思います。今回315万円の計上があります。また、家賃5万円、これが上限となっておりますけれども、こちらにつきましても新しく追加をしたということでもあります。当然これも要望する声が多かったからだと思うのですけれども、そうしますと現在のリフォーム、あるいは広告宣伝費に使う50万、またその5万円の家賃、この積算というのはどのように見込んでいらっしゃいますでしょうか。

（委員長）ただいまの訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

答弁を求めます。

（商工観光課長）空き店舗対策の補助金ということでございますけれども、ご指摘のとおり家賃補助、月5万円ということで今計上しております。空き店舗自体は、これまで従来まで50万が上限でございましたので、3件というふうに計上しているところでございますけれども、実際に先ほどの店舗改修等々が出てくるというところから、空き店舗の予算を3件というところを2件で、なおかつ住宅改修については2件ということで150万、家賃補助について165万ということで今回計上しているところで、合計で315万（P.48発言訂正）ということで計上させていただいているところです。

以上です。

（川崎）そうしますと、家賃を求める、そのことだったらば、その空き店舗使えるよということを見込んでこのような計上をされているかと思うのですけれども、もう一つお聞きしたいのが、それでは家賃分としてお借りします、そのほかに広告宣伝費としてその50万円の分の幾らかをという、そのようなご意見もあるかと思うのですけれども、この使い方

はできるのかどうか、同時に使うことができるものかどうか伺います。

（商工観光課長）お答えします。

空き店舗の補助金を使った方がそのまま当然家賃補助の対象ということでございますので、両方併用して使えるというような理解でよろしいかと思います。

以上です。

（川崎）それでは、後藤委員のほうからも例示がありましたが、三沢市の例をお話しされて、店舗兼住宅については、先ほどの答弁の中では、令和6年度の事業になるかと思えますけれども、鴻巣市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱を見直すと。その中で、今現在はできないのだけれども、6年度見直すことによって対象となるというお話だったかと思えます。そうしますと、その5万円分の家賃について、このような上が住宅、下が店舗なのだけれども、下は使っていないので家賃でいいですよというところもたくさん増えてくるかと思うのです。この整合性といいますか、要綱を見直すのと同時に、この事業が実施できるのかどうか、ちょっと心配なので、スケジュールも併せて、可能になるのかどうか伺います。

（商工観光課長）対象がまず違うというところだと思います。空き店舗は借りる方にお出しする補助金、店舗併用住宅についてはオーナーの方が改修する費用に対して補助する対象ということでございますので、その中で改修して借りる方がいらっしゃるということであれば、併用できるというふうな、まず考えでよろしいかと思えます。補助する対象者が違うということです。それがまず1点です。

あと、スケジュールでございますけれども、店舗併用住宅で、委員もご存じかと思いますが、実際に中山道沿いで貸しますという店舗の看板を掲げているところがほとんどないような状況でございます。実際お話を聞きますと、やはり面倒なことに巻き込まれたくないというところで、貸したくないというような方が実際ほとんどというところで、まずその第一歩として、こういうような補助金を市のほうから促すことで、今後そういった方の心を動かすというのでしょうか、というところで考えて

いるところで、スケジュールについて、今後、では実際にどうなっていくのかというのはなかなか難しいところだと思いますが、今現在ものづくり大学さんとも実際にそういう空き店舗のオーナーさんに回っているようなことも行っていますので、その辺でまた解消に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（川崎）対象が違うということは当然なわけなのですけれども、1つ、今課長答弁されましたけれども、あまり店舗貸しますというところが見受けられない。しかしながら、その一方で、家賃の補助5万円をやりますよということで、言ってみたら大々的に新しい事業ということで訴えるわけなのです。言わばそこがきちっとなっていないと、ではどこが貸してくれるのだという、どこを借りたらいいのでしょうかという話になります。そこで、スケジュールとして、同時に貸しますよというところ、うちはどうぞ1階は使ってくださいというところ、そして借りたいですよというところがマッチングしていかないと、せっかくのいい事業でありますし、また聞いたところ、補助金の交付要綱も見直すということでありましたので、あえてスケジュールとして同時に行えるということが一番理想的だと思ったのでお伺いしたのです。この辺の周知も含めて、今ものづくり大学でもやっているということではありましたけれども、ぜひこの辺がスムーズに運営ができるようにと望みますので、もう一回スケジュールも併せて、どのように今後展開していくのか、最後お伺いします。

（商工観光課長）お答えします。

スケジュールという、今後の取組も含めてという話だと思いますが、現在ものづくり大学さんと今お話ししている中で、実際にオーナーの方に直接アプローチしているところがございます。先ほどちょっと申し上げましたとおり、実際にお店を閉じられた理由が事業承継、後継者の方がいらっしゃらないというところで閉じられたという方がほとんどの状況の中、やはり貸すということになると、店舗併用住宅であったりというところで、言うなれば人になかなか貸すことによって今後トラブルに巻

き込まれるのではないかというような心配事があるというふうに伺っています。

今後ものづくり大学さんとこちらのほうで、既に私も一緒に同行して、その方の話伺っているのですけれども、定期的にお伺いして、その辺の理解、事業の理解も含めて、1年間とか例えばということではなくてスポットで、おおとりまつりですとか、夏まつりですとか、そういう1日、2日等々で何かそこをお借りできないかということで今後話を進めていきたいと思っております。また、ものづくり大学さんのほうで実際に何店舗か、ここは空き店舗を使うときにいいのではないかというような目をつけているところもありますので、それも今後同等の取組等を進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

（古山）すみません、1点だけ。藤村委員と後藤委員の関連なのですけれども、126ページの地域防犯体制の防犯カメラについて少しだけお伺いいたします。この防犯カメラなのですけれども、これは市の土地に設置するのでしょうか、それとも市の土地以外に設置するのか。また、年に何個かというふうに決まっているのか。それと、録画はどの部分で行っているのかお伺いいたします。

（自治振興課長）まず、土地のところなのですけれども、危険と思われるところの、基本的には既存の電柱とかに共架しているところが主なところ、多いです。年何個かというのは、やはり協議している中で、緊急にどの場所が必要かということを加味しながら決めていっております。録画に関しましては、こちらのほうは警察等の要望が来たときのみ、申請書を出していただいて提供するような形で、プライバシーのほうに注意しております。録画の期間ということになりますと、こちらの鴻巣市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の中で、防犯カメラの画像の保存期間は撮影日の翌日から起算して7日間としております。

以上です。

（古山）では、録画は市役所内で行っているということでよろしいでしょうか。

（自治振興課長）防犯カメラのところにあるＳＤカードの中に録画の画像は入っております。

以上です。

（後藤）質問２点ございます。

１つ目が２７７ページ、花かおりＰＲ推進事業についてです。先ほどの答弁で、複数の事業者、団体から無償でお花を頂いているということで、本当にありがたいお話なのかなと思うのですが、一方で昨今の物価高騰でどれも値段が本当にびっくりするくらい上がっているかなというところかと思ひまして、花の配布の個数などに影響があるのかなというところを伺います。

（商工観光課長）花の個数でございますけれども、例年個数を提供いただいて、今年も提供いただいております。来年も、あくまでも無償提供ということですので、こちらからお願いするのはなかなか難しいところではございますが、同等の花のご用意をいただくようにお話ししていきたいと思っております。

以上です。

（後藤）あともう一点、３２１ページの家具転倒防止器具等設置促進事業について、詳細ご説明をいただいたと思うのですが、感震ブレーカーというのにも補助が出るというところだと思うのですが、僕だけかもしれないのですが、あまり聞き慣れた機器ではないかなというところで、他市でも申請件数が少ないというところかと思うのですが、感震ブレーカー自体認知度が高くないのかなというところで、市内で感震ブレーカーを販売している店舗とか、どのくらいあるのかとかってお分かりですか。

（参事兼危機管理課長）感震ブレーカー、いろんなタイプがございます。１つは、おもりで振り子のような形でブレーカーが落ちるもの、それからブレーカーに内蔵されているものというものがございます。感震ブレーカー、一般の電気工事店、こういったところでも販売しておりますし、それからホームセンターみたいなところでも販売してございます。電気工事店においては取付けもしていただけるということで、確認は取れて

おります。また、東京電力さんのほうで感震ブレーカーとかブレーカーの更新のチラシ等も検針のときに配られているので、そういった形でご確認いただけるような形にはなっているかと思います。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（商工観光課長）先ほど川崎委員のご質問の中で、私、「空き店舗50万、2件で150万」というふうに申し上げました。正しくは「50万2件、100万、店舗併用住宅改修等事業のほうで25万の2件の50万で、合計150万」というのが正しいところでございますので、訂正のほうをお願いいたします。

（委員長）以上ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時40分）



（開議 午後 1 時 0 0 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 42 号 令和 6 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（藤村）では、議案第 42 号 令和 6 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、2 点質問させていただきます。

初めに、特定健康診査等事業についてなのですが、生活習慣病の発症リスクが高くて生活習慣の改善により生活習慣病の予防効果が高い者に対して、保健師、管理栄養士などの専門スタッフが無料で生活習慣を見直すサポートを行っているようですが、これまでの成果はどの程度だったと考えていますか、伺います。

また、令和 6 年度からは従来の民間事業者による特定保健指導に加え、特定健診を受診した市内医療機関で特定保健指導を利用できる体制を整備するとありますが、市内医療機関での指導については全てのクリニックなども含めた医療機関にて行う予定なのか、その場合の例えば職員の配置についてどのようなになるのか、まず伺います。

（国保年金課長）まず 1 つ目の、今までの特定健康診査及び保健指導の成果についてどのように考えているかということなのですが、令和 5 年度、今年度から、保健指導に関しては 3 か年度分を 1 つの事業者ができるように契約をしております。それまでは毎年毎年入札もしくはプロポーザルを行いまして、単年度分の業者を選考していたのですが、令和 5 年度からは 3 か年。その理由につきましては、毎年別の人、別の業者が電話をしたりするという事について、なかなか好評ではないとか、地に足がついていないのではないかなというようなご意見があったということをお聞きしてのことです。

そのことの裏づけとして、実は本市の保健指導の対象になる方の特徴として、前年度に対象になった人がまた挙がってくるということが、半数

ぐらゐはそのぐらゐの傾向、年によつて対象者が、やっぱり資格が変わりますので、一概には言えないのですけれども、傾向としては同じ人がまた挙がってくるということがございます。その方については、当然保健指導を受けていない方はもちろんなのですけれども、受けていたにもかかわらず、また挙がってくるということがございます。考え方として、例えば腹囲が85以上であれば対象になってきたりするのですけれども、腹囲が100の人が頑張つて90まで減らして、でも翌年度の基準引っかけますよねというケースも見受けられます。努力して継続してくださっている、でもまだ基準には引っかけるといふこともございますが、ぎりぎりでいつもずっと、数値が例えば100だった方がまた今年も100みたいな形で、保健指導の効果が出ていないといふこともございます。今回データヘルス計画を策定するに当たつて、そのようなところも踏まえて検証した上で、6年度からは行つていきたいと考えております。

2つ目の、新しい取組として市内医療機関でのといふことで、全てのクリニックでできるのかといふお話でございますが、こちらについては全てのクリニックではなくて、特定保健指導を実施してくださっている医療機関の中から、職員の体制等整つて、保健指導を行つてもいいよといふふうに手を挙げてくださる医療機関を優先的にお願いしたいと考えております。

以上です。

（藤村）その手を挙げられるところの医療機関というのは、現在何か所あつて、では6年度はさらにどの程度増やす予定なのか伺います。

（国保年金課長）こちらの取組については、令和6年度の新規事業といふことでございますので、現在医師会に働きかけをして、お願いできないかといふようなところを今調整をしているところでございます。

以上です。

（藤村）続きまして、趣旨普及事業について伺います。

趣旨普及事業について、マイナ保険証利用促進を図るため、被保険者証の廃止やマイナ保険証の利用方法などについてチラシを作成しとありますが、そのチラシはどのようなものかは分かりませんが、国保だより50号

では様々なメリットが掲載されていますが、実際に市民からの私の聞き取りやマイナンバーカードの作成についての相談内容は、メリットよりデメリットのほうを気にされる方が多かったように感じています。例えば落としてしまったらどうなのか、それを他人に不正に利用されたらどうなのかという、特にご高齢の方については悪いほうに考えてしまう方が多いようです。チラシ作成については、メリットだけではなく、もしものときの対応も掲載されて、カードを作られても安心できるようなチラシですか、そういうものの予定はあるのか、本市の考えをまず伺います。

（国保年金課長）来年度の予定については、まず保険証がもう一回発行されますので、そのときにチラシを1つ入れるということと、また12月2日からの保険証廃止の法令施行日に前後してもう一回、マイナ保険証をお持ちでない方を対象にアナウンスをするという、2回立てのチラシというのを今予算上は計上しております。

こちらにあるのですけれども、これは今年度の保険証の送付のときに同封したチラシでございます。こちらにつきましては、国のほうがこのレイアウトを指定して、全保険者、つまり被用者保険も含めた、社会保険も含めて、後期高齢者も含めて、同じレイアウトで皆さんに周知してくださいという指示に基づいて送っているものでございます。ですので、中身についてはちょっと足りないよなとか、自分たちだったらもっとこうしたよなという部分もございましたが、国のひな形に従って今年度は1つ発送しております。

恐らくなのですけれども、令和6年度の保険証発送時においても同じように指示が出るのだらうなということは予想しております。したがって、オリジナルの部分につきましては、もう一步予算計上している部分につきましては、様々な観点からどのような情報を載せたらいいのかというところは、国保だよりの掲載も含めて検討する余地はあると思います。

以上です。

（藤村）マイナンバーカード作成については、去年の12月31日時点では

埼玉県平均が74.97%、鴻巣市では75.92%ということで8位ということなのですけれども、これはマイナンバー作成については国保年金課だけではなくて、市民課にも関わってくるのかなというふうに思うのですけれども、高齢者にとっては、今すごい詐欺、オレオレ詐欺とか、そういうのがあって、やっぱりナンバーが出てしまうことにちょっと不安を感じている方が非常に多いのです。ぜひメリットだけではなくてデメリットのほうも入れていただいて、でもこういうときにはこういうことがあって安心なのだよというふうな形で、市民課さんとも連携しながらやっていただきたいと思うのですけれども、そのことについてどのように感じますでしょうか。

（国保年金課長）一つ、最近お客様と話をして、私のほうの視点が欠けていた事例がございます。マイナ証、その方は社会保険から国民健康保険に切替えを、仕事を退職されるので、4月から国保に入りたいのだという、そういった相談だったのですけれども、その際に、今窓口のほうでマイナ証の普及ということを踏まえて、マイナ証をお持ちですか、要するにマイナンバーカードをまずをお持ちですか、ご本人様確認をしますので、免許証とマイナンバーカード、マイナンバーカードを提示してくださいの方は大分多くなりました。ただ、その際に、もう保険証のひもづけはお済みですかという一言を付け加えるようにしております。その際、なければ、国保の窓口のほうで端末ございますので、あっ、やりませんか、すぐやってしまいますよという形でひもづけをするようにしたり、また今気が進まなくても、スマートフォンとかでもできるのですよという話を情報提供しているところでございます。その際になのですけれども、マイナ証に切り替えたら、今発行されている保険証は使えなくなるのではないかなというふうに思って踏みとどまっていたと、そういったことを私は聞きまして、当然保険証は有効期限の限り有効でございますので、どちらで医療機関にかかっても大丈夫なのです。ただ、その辺のアナウンスというものが国も私たちも足りなかったかなというふうなところで、そこの視点は見落としていたねというところを課内で話をしたところでございます。

つきましては、情報提供についても単純に国のほうが示しているようなメリットだけでなく、実際に使う方の視点に立ったアナウンスというものは心がけたいと思います。また、マイナンバーの普及というものが前提になりますので、市民課とも連携をして、積極的に普及に励みたいと思っております。

以上です。

（藤村）続いて、歳入歳出について質問させていただきます。

歳入なのですけれども、まずは1款1目、2目、3目について質問です。医療費給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年課税分、介護納付金分現年課税分について、それぞれ6年度から所得割や均等割が一部変わってくるかと思うのですけれども、例えば医療費給付費分現年課税分については所得割が6.9から6.8%、均等割が2万7,000円から2万7,500円ということで、これは所得割が6.9から6.8%になったことの理由により、対前年予算比較としてマイナス8.1%なのか。また、続いて後期高齢者支援金現年課税分につきましては、所得割が2.3から2.75、均等割が1万3,000円から1万6,000円ということで、それが理由で10.2%増なのか。続いて、介護納付金分現年課税分が、所得割が2.2から2.4、均等割は1万6,000円から1万6,000円で変わりませんが、これ所得割が上がっているにもかかわらず、前年対比でマイナス2.7%ってなっているのですけれども、普通通常に考えれば、所得割が上がっていますので歳入も上がってくるのかなと思うのですけれども、その辺はどのようなことなのか伺います。

（国保年金課長）お答えいたします。

保険税の計算については、前年度の対比においての説明については、今委員がおっしゃったとおり、保険税の改定といったものは影響しております。一方で、もう一つ、被保険者数も減少しているというところがございます。したがって、医療費給付費分と後期高齢者支援金分につきましては、令和6年度の計算上同じ人数、全ての方に係るのと同じ人数。右の表でございますと、表②でございます。2万2,500人というものをベースに計算しておりますので、委員がおっしゃったように保険料の

増減といったところで、結果がこのように対前年比に対して動きが出てくるということはそのとおりです。

介護納付金につきましては、所得割は上がっているのですけれども、対象者数も含めて、その辺のところの人数の影響もあるというふうにこちらは整理しております。

以上です。

（藤村）続いて、一番下のほうなのですけれども、2款1項1目2節の一番下、特定健康診査等負担金についてなのですけれども、これもやっぱり前年比に比べて8.7%と下がっているのですけれども、その理由をお聞かせください。

（国保年金課長）こちらの積算に当たりまして、対前年の予算の計上の仕方と、先ほど一般会計でお話ししたとおり、実際の目標の人数といったところで積算をし直した結果、見た目の予算額は落ちているというふうな形になります。ただ一方で、対象となる被保険者は国民健康保険のほう下がっておりますので、その分のマイナスも加味されての減額というふうになります。実際の受診した人数を歳入のほうで表現するとこちらの科目になりますので、その部分が減額ということにしております。

以上です。

（藤村）続いて、歳出のほうでお聞きします。

1款4項趣旨普及費につきましては、先ほど私質問させていただいたのですけれども、これは前年に比べて119.7%上がっているというか、歳出が多くなっているのですけれども、これは先ほど質問したとおり、チラシですとか、そういうことが一部入っているということで理解してよろしいでしょうか。

（国保年金課長）はい、お見込みのとおりでございます。1つは、マイナンバーカードの普及啓発を令和6年度はしなければ……失礼しました。訂正いたします。被保険者証の廃止に伴ってマイナ保険証の周知、案内というものをやっていくというのが1つ、あとこちらの費用に、これも午前中大塚委員の質問でありましたように、70周年記念事業という

ところで9万円ほど消耗品を増やしておりますので、その2つが増要因というところでございます。

以上です。

（委員長）先ほどの訂正、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（藤村）続きまして、2款1項2目療養費、柔道整骨、あはきなどの償還払いということが21%上がっているのですけれども、率としてはかなり上がっているのかなと思うのですけれども、何で上がっているのか理由をお聞かせください。

（国保年金課長）こちらの療養諸費というところと、次の高額療養費というところの医療に係る費用というものについては、読みが大変正直私たちも積算に困るところでございます。令和2年度のコロナによって、コロナ禍における医療費の落ち込みから、今、回復期にあるというふうに見込んでおります。その中で、療養費については少し伸びが必要なのではないかという今年状況を見て、少し伸ばす必要があるのではないかという積算に基づいてのこちらは予算計上になります。

（藤村）続きまして、2款2項2目高額介護合算療養費につきましても率としては135.3%上がっておりますが、その理由についてお聞かせください。

（国保年金課長）こちらの高額介護合算療養費につきましては、1年間の高額療養費、医療でかかった自己負担分と介護保険のほうで負担した自己負担分を合算した上で、年間で基準額を超えた部分をお戻しするという制度なのですけれども、令和5年度の数字が85万円となっておりますが、ここ2年ほど100万を超えるような執行状況になってございます。ただ、今年度の執行予定についても約190万円の対象金額ということが出てございましたので、こちらについてもこの程度ということで、伸びているというふうに考えて、増額の予算計上としております。

以上です。

（藤村）続きまして、2款2項6目傷病手当金なのですけれども、傷病手当金はかなりの率で下がっているのですけれども、率が89.2%、金額

にして前年５年度当初予算が102万円、６年度予算額が11万円なのですけれども、なぜこれほど歳出が下がるのか、理由をお聞かせください。

（国保年金課長）傷病手当金につきましては、令和５年の５月にコロナの疾患が第５類に分類されたというところでございますので、傷病手当金についてはその５月以前の罹患によって休職をした際の給与相当分のものが手当てされるということになりますので、令和６年度予算については、こちらの金額については実質数字的には上がってこないのではないかなというふうに思っております。ただ、保険給付に関わる請求でございますので、時効というものがございますので、まだ令和５年４月とか３月とかでそのような給付の条件に当てはまる方がいて、まだ未申請の方がいた場合には執行できるように、予算のほうを10万円、1万円のほうは手数料となっているのですけれども、10万円を科目存置的に計上しているというふうにしております。

以上です。

（藤村）最後の質問になります。裏面の４款、18節、保養施設利用者助成金についてなのですけれども、これも68%というかなりの額で歳出が落ちているというか、減っているのですけれども、例えば５年度当初予算ですと240万円を予算したのですけれども、６年度は75万円、率にして68.8%ですけれども、これはこれだけ保養施設利用者が少なくなったということで理解してよろしいのでしょうか、伺います。

（国保年金課長）はい、お見込みのとおりでございます。やはりこれも令和２年のコロナによって、皆さん旅行に行くといったようなところがなくなってきているといったところが影響ありまして、例えば令和元年度の実績でいいますと、金額でいいますと200万を超える執行になっていました。その前も200万を超える執行が出ていたので、こちらについても医療費と同じようにどの程度戻るのが分からない中、令和５年度予算とかも組んでいたのですけれども、これは令和４年度も実績として179件、令和５年度の２月末の実績で拾いましたら171件で51万3,000円の執行だというところでございますので、こちらについてはもう予算のほうこのように厳しい中、実勢に合わせた金額、予算計上をしようという

ことで減らしてございます。

（川崎） それでは、趣旨普及事業につきましては、今前任者のほうから質問がありましたので、私のほうから触れません。

これは歳出になるのでしょうか、1人当たり医療費の伸びによる医療給付費の増が主な要因で、前年度比約1%の増ということですが、その詳細について聞かせていただきたいと思います。歳出ですか、3款1項の1目になるかと思いますが、よろしくお願いします。

（国保年金課長） こちらの1%の増というものは、資料でもありますが、これ令和6年度施政方針及び予算の大綱の13ページを受けてのご質問かなというふうに思いますが、国民健康保険事業特別会計につきまして総額で言いますと、令和6年度は先ほど申し上げたとおり127億7,600万円でありまして、対前年度は1億2,600万円、約1%の増ということが出ております。こちらのA3の資料でいいますと、歳出のほう、こちらのほうの歳入歳出、A3の資料2つありますけれども、ごめんなさい、まず歳入のほうでいいますと、款1の国民健康保険税から款6の諸収入、裏面まで行くのですけれども、この款ベースで見ていただきますと、前年度比較においてプラスのものについては、款2の県支出金だけなのです、款レベルでいいますと。県支出金が対前年比1億9,103万9,000円と。あと、款6の諸収入が対前年度比で305万8,000円というのが増えていますが、こちらもなっています。

一方、歳出のほうを見ていただきますと、同じく款レベルでいいますと、款1の総務費から款8の予備費において対前年度比がプラスのものは、主に医療費に充てる款2の保険給付費のみとなっています。そして、この保険給付費の対前年度比の額は1億6,973万9,000円ということでございます。つまりこの1%の伸びというのは、この医療費のところの伸びで、またその医療費を支払うための財源として県からの支出金、県の交付金が増えているという構図になっております。

先ほど具体的なところの療養費につきましては藤村委員のほうからご質問ございましたが、この保険給付費の1項療養諸費の1目の療養給付費というのが一番伸びているものでございますが、こちらについては1人

当たりの給付費、1人当たり医療費として窓口で自己負担3割だったら7割のほうを保険者が払いますので、こちらの7割のほう給付費という言い方をしておりますが、こちらのほうの1人当たりの給付費掛ける対象の被保数というところで積算をしております。

このときに、一般分ということで、普通の3割でかかっている方と、前高という言い方をするのですけれども、65歳以上の方、75歳になると後期高齢になりますので、前期高齢者の前高と後期高齢者になりますが、前高の65から74歳までの方ということで単価を変えてございます。令和4年度の医療費の実績において、これは医療費なので10割です。10割において一般分が約39万円、38万9,758円という統計が出ています。

一方で、前高の方は約50万円、50万6,089円というふうに出ております。前期高齢者の方については、70歳になったら2割の方と3割の負担という形に分かれますが、65歳から69歳までは3割負担ということですが、一部今後、70歳以上、2割の方が出てくるとということで、約9掛けしております。ですので、50万円を9掛けして45万5,000円というような数字が出てきたのですけれども、こちらを一つの単価として45万5,000円を1万1,500人いるだろうと見込んでおります。45万5,000円掛ける1万1,500人で、これで前期高齢者の医療費。

一方で、その他の若いというのでしょうか、一般分の約39万円の医療費を、こちらの方は皆さん3割の自己負担ですので、7掛けすると27万円になるのです。約27万円になるのですけれども、27万円で、では残りの人数はということで1万1,300人で計算しております。これで計算してしまいますと、ちょっと2億を超えるような伸びになってしまうので、それはちょっと伸ばし過ぎなのではないかなというところで、積算上は25万円で積算しております。ですので、一般分として25万円掛ける1万1,300人、前高の方で45万5,000円で1万1,500人というふうに1人当たりの給付費の水準と被保数の割合、人数。前期高齢者の方のほうが鴻巣の国民健康保険50%を超えるような形になりますので、そのような割合を試算いたしまして、ちょっと端数を調整した結果、このように積算をし

ているというところでございます。

このような積算を積み上げた結果、医療費の伸びが多いだらうというところで、ただしこちらを伸ばして、こちらは医療機関の支払いですので、国保連合会が取りまとめてくれますので、実際は国保連合会に支払うのですけれども、お金がない予算がないがゆえに支払いが滞ってしまっただけで困るので、少し余裕を見て。この費用については、予算上は歳入で必ず県のほうの普通交付金を計上することができますので、保険税のほうに影響しませんので、そういった形で少し支払いが滞らないような数字というところで増やして計上していることでございます。結果、全体として前年度比約1%の増が発生したというところでございます。

以上です。

（川崎）それでは、予算書の455ページになるのですけれども、出産育児一時金、2,750万円が計上されておりました、その根拠と5年度の実績について伺います。

（国保年金課長）令和6年度の出産育児一時金の積算につきましては、1件当たりこれは50万円でございますが、55件で積算しております。こちらにつきましては、令和5年度、今年度の予算については60件としたのですけれども、55件としております。

令和5年度の実績、A3の資料の歳出の表③のほうに1月末時点で24件となっているのですけれども、2月末時点でカウントすると26件ということで、出産育児一時金につきましては予算ほど実績がないというようなところがございましたので、55件ということで5件減らして計上しております。

以上です。

（川崎）それでは次に、459ページの保健衛生普及事業1億1,189万円についてお伺いいたします。こちらにつきましては、予算の説明会資料1ページ、市民生活部のほうの資料の1ページにも載っておりますが、こちらのほうでお聞きをしたいと思います。人間ドック、脳ドックなどの件数の見込み、また一部新規、拡充についての詳細な説明をお願いいたします。

（国保年金課長）人間ドック、脳ドックについての件数の見込みでございます。まず、令和6年度の間ドックの積算につきましては、1件当たり2万7,000円、2万7,000円掛ける1,200件でしております。令和5年度の実績でございますが、先ほどの表には1月末時点で958件と出ております。2月末時点はちょっと集計が今間に合っておりませんので、1月末時点で958件とさせていただきたいと思います。見込みとしては、残り2か月ですので、1月末ということで958件、令和5年度の決算見込みという単純計算で1,150件程度になるのかなというふうに思っております。

脳ドックにつきましては、単価2万8,000円、掛ける190件で積算しております。人間ドックも脳ドックも、単価の変更はございません。令和5年度につきましても、1月末でお願いしますが、142件で、単純計算しますと約170件になるのかなというふうに思っております。したがって、190件ぐらいで少し伸びてくれるといいなというふうに思っているところでございます。

次に、一部新規、拡充についての詳細ということでございますが、予算の概要説明会の資料において2つの項目をご紹介させていただきました。1つ目は栄養総合管理アプリを試行しますということ、2つ目は慢性腎臓病、一般的にCKDというふうに呼んでおりますが、こちらの重症化予防に向けた取組という、この2つが一部新規、拡充としてご紹介をさせていただきました。

まず、栄養総合管理アプリの試行でございますが、こちらにつきましては、特定健診や人間ドックの受診結果から栄養指導が効果的であると見込まれる方に対して、令和6年度から埼玉県が導入する同アプリを利用した保健指導を試行的に実施するというふうにアナウンスさせていただきましたが、こちらにつきまして埼玉県のほうが来年度から、栄養総合管理アプリということで、スマートフォンを使ったアプリで食べ物のカロリーとか栄養素だとかを管理できるアプリを提供しますよということです。

私たちのほうの立場として、市町村としてみれば、どのようにこのアプリ

りを活用するのかというところで、保健センターの担当者も加わりながら検討しました。実際に保健指導というところで使えるのではないかという話もあったのですが、アプリの全体がまだ見えないという部分もございましたので、保健指導につきましては、先ほど来ご案内していますように民間事業者によるのがメインと、来年度からは市内の特定健診の中で手を挙げてくださる医療機関のほうでお願いするといった2本立ての中で、市職員以外のところでちょっとアプリを使ってくださいというのは、このアプリの使用勝手について判断するのはちょっと難しいかなというふうに考えておりますので、来年度この試行としているものについては特定健診や人間ドックの受診結果等から、高血圧症の方については保健センターのほうで健康相談という事業、直接的にその対象者に対して健康相談をして、生活改善であったり医療への受診を勧めるという直接職員が携わる事業がございますので、その中の方から栄養指導が必要だろうと、有効ではないかという方を抽出、選定をしまして、ご本人様にも紹介をしまして、市の職員がそのアプリの使い心地というのですか、使った成果でありますとか、そういったところをフォローできる人数でもって試行的に行っていきたいということでございます。したがって、市の職員が、特に国民健康保険に配属されている職員、医療専門職は今保健師1人しかおりませんので、来年度予算としては6名程度フォローしていきたいなというふうに思っております。その結果を見て、このアプリは有効だな、私たちの事業の武器として使えるなというふうに判断した暁には、令和7年度からは少し拡充したりという形もあるのかなというふうに思っております。

2つ目の慢性腎臓病、CKDの重症化予防に向けた取組というところでございますが、慢性腎臓病というものについては、腎臓の働きが健康な人の60%未満に低下するか、あるいはたんぱく尿が出るといった腎臓の異常が長く続くという、そういった状態をいいます。医療の判定的には、腎障がいということでたんぱく尿などの尿異常や、画像診断や血液検査、病理所見で腎臓障がいがある状態、または腎機能の低下ということで血清クレアチニン値を基に積算した、これはeGFRというの、

検診でも含まれているのですけれども、この数値が基準値未満の方というものが、こういったものが3か月以上続いている場合にはCKDと判断しますよというところになってございます。

そちらの方については、鴻巣保健所のほうから判定するツールというものを提供を受けることができました。これは、腎臓障がいが続くと、その先には人工透析になるということでございます。人工透析になりますと、医療費のほうも、もろもろ引用があるのですけれども、700万とか800万とかかかるというふうなことがございます。その保健所から提供されたツールにおいて特定健診等の検診結果のデータを取り込むと計算してくれるのですけれども、一人一人にこういったグラフができまして、このグラフで当たったところでおおよそ1年後だとか2年後に人工透析になりますよという答えが出るような計算をしてくれる一人一人のツールといったものを提供いただきました。

こちらについては、令和4年度のデータでこの厳しさ、どのぐらいのふるいにかけるかという基準値によって抽出は違うのですけれども、一番厳しくちょっとやってみようってやってみたら、こちらのほうが41件該当になりました。これは、厳しいデータをやって、1年以内に透析のリスクになるよという41件。そのうちレセプトを見てみました。そうすると、レセプトがあるものが21件。もう何人かの方は、人工透析の治療が始まっていました。問題なのは、この41件に対しての21件ではなくて、レセプトのない20件、つまり検診の数値としてはリスクがあるにもかかわらず、現状医療ではフォローされていない方、この方については、検診を受けた、もしくは人間ドックを受けたときにお医者さんも説明はしていると思うのですけれども、その後忙しくて行けていないだとかというのも含めて、医療にかかっていない、医療のフォローを受けていない方、この方は一番透析になるリスクが高くなりますので、この事業についてはそういった方について、リスクがあなたは出ているのですよ、お医者さんにぜひかかってくださいという、いわゆる医療への受診勧奨のお知らせ及びCKDについてのリーフレットを同封して郵送させていただくというような取組をしていきたいというところでございます。

内容については以上でございます。

（川崎）詳細に説明をいただきまして、よく分かりました。これから試行的に行っていく事業ということも分かりましたし、また慢性腎臓病のことについては非常に緊迫した数字であるということがよく分かりましたので、この辺の周知、あと事業が、せっかく行う事業ですので、より届くべき人に届いていただきたいと思うわけなのですが、そこが今なかなかいかなくて苦労しているところだと思いますけれども、その辺の具体策というのはあるでしょうか。

（国保年金課長）具体策というのは、まさに今回のツールを導入したというのは一つの具体策。今までは、例えば特定健診を受けてくださいみたいな形で、いわゆる全ての方に同じような案内を出すというようなやり方が主だったと思うのですけれども、データを分析することによって、リスクのある方に対して直接的に働きかけるということが重要なのではないかなということです。

もう一つだけちょっと数字のほうをご紹介させていただきたいのですけれども、今ターゲットとしているのは、生活習慣病から最終的には人工透析だとか、脳梗塞だとか、心筋梗塞とかって大きな疾病にならないように特定健診の受診をお願いしたりしています。1つは、医療費が大きい人工透析というのは一つのターゲットになるわけですが、こちらの人工透析の状況として、令和元年から令和5年度の資格が移動するので、4月時点での人数ということをやりますと、令和元年が100人だったのに対して、84、90、93、88というふうにちょっとずつ100から少なくなっているのかなというふうに見えるのですけれども、被保数が減っていますので、割合でいうと、令和2年度を底としてじわじわと増加しているという状況があります。

この一人一人の人工透析の方の動きを追ってみまして、令和4年度が93人、令和5年度が88人で、5人減少、5件減少しているってあるのですけれども、実は減少件数は23件、増加が18件で差引き5件という形になっていることが分かりました。さらに、この減少件数の23件のうち75歳になって後期高齢に移動した人が5人、転出とかによって資格が喪失さ

れた方が4人、最も多い理由が死亡で14名です。一方、増加の18件のうち1年以上前から国保に加入している人が8件、1年以内に社会保険等をやめて加入した人が6件、転入等で4件となっています。死亡14件というのは予想していなかったもので、ちょっと衝撃的だったのですが、国保の保険者という立場から言うと、1年以上前から国保に加入している人が8件あるということは、国民健康保険でフォローできた人が8人いたのではないかとということ、つまりこの8人をフォローできれば、新しく人工透析にならなくて済んだ人がいるのではないかなということでございますので、先ほどのCKDのツールとかも踏まえまして、データ分析して必要な方に必要な情報、また必要な保健事業を受けてもらう、利用してもらう、医療にかかって医療のフォローを受けてもらうというような、データを活用して、具体的に必要な方に必要な情報を届けるという取組をしていきたいと思っております。

以上です。

（委員長）ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時09分）

◇

（開議 午後2時21分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（川崎）では、同じ458ページ、459ページのところで、特定健康診査等事業について伺います。こちらのほうも予算説明会での資料の2ページに載っているわけなのでございますけれども、特に一部新規、拡充についての詳細な説明をお願いいたします。

（国保年金課長）こちらの特定健康診査等事業におきまして、一部新規、拡充については2つの項目をご説明させていただきました。1つは特定健康指導等委託料ということで、2つ目は診療情報提供事業ということでございます。

1つ目の特定保健指導等委託料につきましては、先ほどご質問にありましたとおり、市内の医療機関で特定保健指導できる体制を整備するということでございまして、金額としては、件数は分からないのですけれど

ども、200万円の消費税ということで220万円という金額を予算措置しております。こちらは医療機関との交渉になるのですが、医療機関ごとに単価を変えるのは好ましくないと考えております。ですので、統一的な単価で契約したいと思っているのですけれども、およその民間の事業者さんの保健事業のほうでやる単価が2万円前後だというふうに調査して、もしくは過去入札等をした結果出ておりますので、それを根拠に100名程度、保健指導でこの辺のところで市内の医療機関さんのほうでフォローしていただけるといいかなというふうな積算根拠になってございます。

2つ目の診療情報提供事業でございますが、こちらについては医療機関に定期的にかかって定期的に検査をしているがゆえに、特定健診は受けなくていいよという方はいらっしゃいます。市内の医療機関につきましては、医師会さんの協力によって、「あれっ、特定なの、じゃ検診受けましょうよ」とか、「後期の方ね、検診あるよ」というふうな、「無料で受けられるよ」というふうな周知を、医師会の全面協力によって周知徹底していただいているところでございます。したがって、そちらのほうにつきましては特定健診を受けていただいているということ。あるいは、毎月毎月血液検査をしなければならないとか、2か月に1遍しなければならないという方ありますが、そういった方はその中の1回を特定健診に振り替えてもらおうと。振り替えるというか、特定健診として検査をしてもらおうというようなことも踏まえて、市内の医療機関様のほうについては大分協力をしていただいているという認識でございます。しかしながら、市外の医療機関につきましては、市外の医療機関をかかりつけにしているがゆえに、そちらで医療の検査をしているがゆえに特定健診は受けなくていいのだという方はある一定の割合いるというふうに見込んでおります。そちらの方につきましては、特定健診を未受診の方については未受診者勧奨ということではがきを出したり、場合によっては電話をかけたりとかしながら、特定健診の受診勧奨をしていたところなのですけれども、医療で受けているからいいよということであれば、その医療で得られた数値、検査結果のほうを提供していただくというこ

とによって、特定健診のほうとみなすことができるというルールがござい
ますので、受診率向上のために、そのような市外の医療機関をかかり
つけ医にしている方に対して働きかけをしていきたいという事業でござ
います。

以上でございます。

（川崎）もう少し詳細に伺いたいと思います。

まず、1点目の特定保健指導等委託料についてなのですが、これ
までの、言ってみたらば専門スタッフ、保健師とか管理栄養士などがや
っていたことに加えて、特定健診を受診した市内医療機関でも特定保健
指導を利用できるということが追加になったということではありますが、
これは人が足りないというか、そういうことなのか、もしくはそういう
ふうに民間のところによってなかなか二の足を踏んで行かないので、むし
ろかかりつけだったり、受けたところで受けるようにしてくださいとい
うことでの促しなのかについて伺います。これまでもそういうことはや
っていなかったのかなと今ちょっと思い返しているのですが、全
くそれは新しい試みということなのかについても伺います。

（国保年金課長）こちらの市内の医療機関での特定保健指導の利用で
きるということについては、委員のお見込みの後者のほうになります。今
まで民間事業者に業務委託をしてやっていた保健指導にプラスアルファ
してフォローしてもらうということではなくて、保健指導の対象者にな
った方がかかりつけの先生のところでも特定健診を受けた、そのまま保
健指導を利用できるよというものと、市のほうで用意した民間事業者に
よる保健指導のどちらかを選ぶことができるようになるというような
ものでございます。

これまではそういうのをやっていなかったのかというご指摘ですが、
も、実は特定健診という仕組みができた当初、保健指導についても医師
会さんのほうに協力いただいてやっていただけないかというところで、
実際1年だったと思うのですが、やっていただいたのですが、実は
これとても大変だということ、やはり当時はその保健指導を行う
ことができるのが医師か保健師、管理栄養士というような、スタッフも

本当に限られると。今もそれなりに厳しい基準なのですけれども、そういった状況の中で、〇〇医院さんとかだと保健師いないよねだとか、当然管理栄養士もいないよねとかってなると、できないよという話になったりとか、あと当時は国への報告だとかといったところの中で、私たちもどの程度保健指導というのが、保健指導ってどの程度のレベル、水準、記録つけていかなければならないのとかというところが手探りだったところもありまして、医療機関さんのほうに一人一人の記録をしっかりとつけてください、こうやってくださいということを過度の負担をちょっとかけ過ぎていたのではないのかなということで、医師会さんのほうが一回手を引いているといった経緯がございます。

それで、民間事業者さんをお願いするという形をずっと取ってきたのですけれども、しかしながらやはり市内の幾つかの医療機関さんにつきましては、そういったスタッフも抱えている中で、ある意味ビジネスチャンスと言うのはちょっとあれなのですけれども、そういった事業の拡大であつたりだとか、そういった検診部門の事業展開とかも考える中で、協力してくださる医療機関さんというのがあるのではないかなというようなところを踏まえて、利用者のほうも先生に説得してもらったほうが保健指導を受けやすいのではないかなといったような複数の考え方から、医師会のほうに現状特定健診が発足してから10年以上たちましたけれどもという中で改めてお願いして、ひいてはその対象者の選択肢を増やしていきたいなというふうに考える中でこの事業を始めるというところでございます。

以上です。

（川崎）そうしますと、特定健診を受けられる医療機関については、今のお話ですと全ての医療機関でこの保健指導を利用できる体制になるのか。その中でも、保健指導ができるところ、できないところというのが出てくるのか。その場合、それが一目瞭然で分かるように、今がん検診や何かだと予約しなければいけないところ、予約しなくていいところとかでも丸印で全部分かるようになっておりますけれども、そのような通知の時点で工夫されるのかについて伺います。

（国保年金課長）こちらはやはり、今38医療機関で特定健診を受けることができるのですけれども、全ての医療機関でできるとは考えておりません。私たちの希望としてみれば、保健指導も受けられますよというようところでアナウンスするのも一つの手かなというふうに思いますが、まず一つは保健指導に必ずなるかどうかというところについては、検診してみた結果というところがまずあります。

また、医師会さんのほうに協力してもらうに当たりまして、その辺のアナウンスの仕方についても、やはり医師会さんのほうの意向というものを確認した上で、一医療機関でも協力できる体制、快く協力していただけるような体制をつくっていきたいと思っておりますので、その辺のところについては今後の協議というふうに回答させていただきたいと思えます。

以上です。

（川崎）それでは、もう一つの一部新規、拡充の診療情報提供事業についてですけれども、これが市外の医療機関であっても特定健診のデータとして情報を提供してもらえようにするということでありましたけれども、ちょっと具体的な仕組みについて伺いたいと思います。というのは、受けた本人、受診者が何かそのことでやらなくてはいけないことが出てくるのかについて伺いたいと思います。

（国保年金課長）こちらにつきましては、一つの選択肢としては、埼玉県のほうが県の医師会と契約をして、そのような枠組みで利用できるというのが、1つ県のほうから示されている枠組みがあります。これは来年度に限ったことではなくて、今まで鴻巣のほうに参加していなかったという部分があるのですけれども。もう一つの2つ目の選択肢としてみれば、私たちその枠組みを使わないで直接働きかけるということも考えられます。

こちらにつきましては、どちらの場合においても、対象となる被保険者の方、つまり特定健診を受けていなくて、でも市外の医療機関に定期的に通っているなというレセプトが上がってきていますので、その2つの情報から対象者を抽出して、その方に対して診療の検査の結果、医療に

かかった検査の結果を教えてくださいというような働きかけをするというのがまずきっかけになります。したがって、医療機関に直接連絡して、そのデータを下さいというのではなくて、特定健診を受けていなくて市外の医療機関に定期的に通っている方に対して働きかけをするということです。その結果、その方は分かった、では検査結果を今度持ってくるよとかというふうに同意していただくとか、もしくは書いて返信してもらうだとかというふうな形のイメージをしています。ただ、県の枠組みを使った場合では、その紹介状的なもののかかりつけの先生に持って行って、医療機関のほうで記入してもらって、その記入した結果で県と県の医師会で契約した単価でお金が支払われるような、そういった仕組みが出来上がっていますので、どちらが鴻巣にとってやりやすいかというところは、ちょっとこれから精査していきたいと思っています。

以上です。

（川崎）県の枠組みを利用した場合のイメージは分かるのですが、今もう一つ、一つのやり方としてということでお話をいただきました。被保険者本人がそういうデータを持ってくるかということが、非常にちょっと面倒な感じもしますし、その方にとってのメリットというのがあるのかどうか、メリットがあると思えるのかどうかについてはどのようにお考えでしょうか。

（国保年金課長）確かにメリットがあると思えるかどうかといったところは、検診を受けるメリットがあるのかどうかというのも含めて、こういったサービスを利用するときのメリットは何だろうねという話と同じような形になるので、あなたにとってそれが必要なのですよというところをいかに訴えられるかというところが課題なのだと思います。

そういった前提の下、実はこういった枠組みの働きかけをしていなくても、国民健康保険に入っているけれども、パートとかを勤めていて、職場のほうで検診を受けられる人っていらっしゃるのです。その方も検診結果を持ってきてくださいというような働きかけをして、毎年10件前後だったと記憶しているのですけれども、そのぐらい持ってきてくださる

方がいらっしゃるのです。それと同じように、そういったことでまず好意的に協力、それを受けたことにするよと、変な話、受診勧奨のはがきとかももう来なくなるよねという方もいるし。ただ、その方にはマフラータオルとかを差し上げたり、景品をあげたりもしている部分があるのですけれども、その景品でその件数が増えるかはちょっと分からないところであるのですけれども。医療にかかっていらっしゃるので、医療のほうのフォローは受けているのですけれども、特定の保健指導であったりとか、健康相談とか、今まで行政のほうを向いていなかった、行政の保健事業のサービスのほうに目が向いていなかった方に対して、検診結果を持ってきてくださることによって、そういったサービス、選択肢ありますよという。

これは決して医療機関とけんかするわけではなくて、医療のほうをサポートするというのですか、両輪でその方の健康を維持していくというようなところの趣旨で働きかけをすることができるようになりますので、その辺のところのメリットをしっかりと、検診結果を教えてくださいだけではなくて、その後のメリットのほうも伝えられるようなアナウンスの仕方というのですか、その辺のことを考えていきたいなと思っております。

（川崎）今当然ながら特定健診、あるいはほかの検診も含めて、受けることのメリットというのは当然分かっているわけで、皆さんそれで、そういうこともあって、自分の健康を維持するために市外の医療機関にもかかっているわけだと思います。まさに聞きたかったのが最後の部分、後半の部分でおっしゃっていただいた、例えばタオルの贈呈であったり、また特定健診の受診勧奨のはがきが何度も来なくなるとかということが、言ってみたらメリットかなというふうに思ったのです。というのは、私自身も人間ドックを受けたのですが、特定健診が受けられておりませんというはがきを何度か頂いて、思わず電話までしまして、人間ドック受けていますのでって言ったことがありましたので、今そういうことも思い返しました。

そのような、言ってみたらメリットっていいですか、ご協力をいただく

と、そのデータを出していただくということ、情報提供していただくということへのご協力をいただくということのアナウンスとともに、今おっしゃったような記念品としてタオルの贈呈など考えておりますというようなことも併せて周知を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

（国保年金課長）こちらの今委員のほうからのご質問にありました等のインセンティブというのですか、その人をそのように行動を引きつけるためのそういった景品的なものについては、令和6年度予算においては予算計上していないところであるのですけれども、この事業においてこの取組におけるそういった景品類の予算は計上していないところであるのですけれども、来年度の実際に事業を進めていく中での反応を見ながら、今後の展開といった中での選択肢の一つとしてそのようなところはしっかりと頭に入れておきたいなと思っております。

以上です。

（大塚）予算書のページでは459ページ、保健衛生普及事業について伺います。この事業の中の下から2つ目、先ほど一部答弁がありましたが、保養施設についてであります。これについては、まず1点目、75万円の予算が計上されていますが、財源としては前のページに載っていると思うのですが、財源内訳、財源としてはどこから充当されるか、これを初めに伺います。

（国保年金課長）保養施設の利用者助成金の財源につきましては、一般財源ということで、全て国保税の中、もしくは財源が用途としてなっていない県の補助金というようなものになります。

以上です。

（大塚）そうしますと、続いてなのですが、この保養施設、今現在何か所ぐらいが指定されているのか。

また、改めて伺いますが、この指定については鴻巣市独自で指定をしているのか、先ほど再編の話もありましたが、県のほうの指定ということになっているのか、その2点を伺います。

（国保年金課長）こちらの保養施設の利用につきましては、埼玉県国民健康保険団体連合会が行っている保養施設宿泊利用共同事業というもの

に参加して、補助事業を展開しております。

保養施設の数については現在把握していませんけれども、毎年入れ替わる、この事業に、抜ける、また参加しましたよというようなところがあって、件数については動く。ただ、その契約については国保連合会のほうが各保養施設というか、旅館、宿泊施設のほうに働きかけをして、それなりに提供してくださっていると、そういった事業でございます。

以上です。

（大塚）先ほど答弁の中で、従来に比べると予算も減額されている。その理由の一つとしては、コロナ禍ですから、数年間の間、その実績と比較をするとかなり利用者もしくは利用件数が落ちていると、それが今回予算減となった理由だという答弁だったと思います。ただ、この保養施設、我々は簡単に保養所と言ってしまうのですが、確かに場所によって、人気のある場所もあるでしょうし、グレードというか、質というか、利用しやすいところもあるし、しづらいところもあるのではないかなと思うのです。これ長い期間での傾向として、この保養施設については、何となくですけれども、人気の度合いが何となく私は下がっているような気がするのですけれども、そこら辺はどのように捉えていますか。

（国保年金課長）こちらの保養施設のサービス自体の人気ということでよろしいのでしょうか。そうしますと、今若い方においては、ネットとかでいろいろなというか選択肢が多い中で、より安い旅行、宿泊先というのはですか、旅行先のプランといったものを含めて選択できる時代になっていますので、単純にこちらのサービス、保養施設の助成を利用してということではないというふうになっているのかなと。

その理由としては、仕組みとして、国保連合会がその保養施設と埼玉県
の国保の方が泊まった場合幾らにしてくださいねという契約金額を示して、その中からさらに、大人、中学生以上であれば3,000円助成しますよという形になっていますので、今インバウンドで外国の方が随分来ているようではありますけれども、そういった旅行業界の需要のタイミングを見て、この契約金額よりは安く泊まれるプランもあるのではないのか

なということも踏まえれば、こういったネット社会でございますので、そういう意味ではこのサービスの需要というのは下がっているのかなというふうに整理しております。

（大塚）今答弁があったとおりだと私も思います。場所によっては地方割、地域割等、いろんなサービスが、いわゆる付加サービス、サービスとして付加されている。それを考えると、最終的にですから、すぐのすぐでないにしても、この保養施設の利用について何らかの形、いわゆる今までの実績を含めて今後どうしていくのかというのをどこかのタイミングで再検討するべきかなと、個人的にはそんな思いであります。今後この保養施設の利用について、今現在もしくは今後、ある一定の方向性というか、話合いや情報収集を含めて、何か考えていることがあればお伺いをいたします。

（国保年金課長）こちらの保養施設のサービスにつきましては、一番最初に答弁しましたとおり、全て保険税で賄うというのが原則になります。令和6年度からまたスタートします埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）というものがございます。国民健康保険税の改定についても、この運営方針に従って市町村標準保険税率に近づけるのですよという話でさせていただいている、この運営方針でございます。

この中で書かれているものをちょっと読み上げさせていただきますと、保養施設の利用助成事業については「納付金算定には反映させず」というのは、つまり医療費を納付金で納めれば、その金額は戻ってくると、医療費の分が戻ってくると。これには算定しないで、「事業を実施する場合は保険税以外の独自財源」、つまり保険税については納付金をみんな納めなさいと、納付金に回しなさいという話。「事業を実施する場合は保険税以外の独自財源」、前年度繰越金や市町村が設置する基金の積立金など、「で実施するか、一般会計事業へ移行して実施することとします」と。つまり埼玉県が広域化によって財政の運営主体となったルールの中で、保険税については全て納付金として県に戻しなさいと。一方で、明記はされていませんけれども、特定健診のような一律に行う保健事業についてはこの納付金の算定に加えて、経費として戻ってきま

すよというものを検討しますというふうに出ている。

つまり特定保健指導とかに係る経費についても国のお金が補助金で3分の2、国、県で3分の2来ると言っているのですが、実質は補助単価というのがあるのでもっと少ないのですけれども、その分については保険税に上乗せになって、でも納付金を納めればその分見ますよってあるのですけれども、この保養施設については独自財源で行いなさいというのが6年度からというのが出ていますので、実はこれの検討段階での情報が来て、なおかつ来年度予算を、この予算編成において、国保特会における保養施設のサービスについてはちょっと廃止に向けて検討をするべきではないかなと。

ただ、いきなり廃止というわけにはいかないもので、例えば令和6年度は1年間、春旅行へ行く方もいれば、秋旅行へ行く方もいると思いますので、1年間は廃止に向けて、来年度から、つまり令和7年度からはちょっと廃止になる見込みなのですからというようなアナウンスをしっかりとした上で、来年度、令和7年度からは廃止に向けていけないのかなというふうなところを部局内で考えているところでございます。

以上です。

（大塚）利用者助成金制度については、今県のガイドラインといいますか、読み上げていただいて、確かにという部分も私も感じるころがあります。これを約1年かけて、対象となる皆さん、あるいは人によってはリピーターとして毎回利用されている方もいらっしゃるわけで、そこら辺についてはなるべく速やかにというか、滞らない程度にアナウンス、案内をすべきだと思いますが、当然それも令和6年度中に計画を立てて進めていくということによろしいでしょうか。

（国保年金課長）将来に向けて、しかも近い将来に向けて廃止していくといったときに、4月1日からがいいのか、10月1日だとか、いつがいいのかということもございしますが、少なくとも1年間はしっかりと周知をした上で廃止をさせていただくということは必要だと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第42号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 今説明をいただいたわけなのですが、冒頭でも説明があったかと思いますが、さらに詳細にお願いしたいと思います。被保険者の増加等で前年度比約13.8%の増ということですが、その理由、あるいは詳細にお願いしたいと思います。

(国保年金課長) こちらの予算につきましては、広域連合からの通知により計上しているものでございますが、10月20日時点の試算したものが広域連合から示された、この時点での数字を基に予算計上しております。その通知によりますと、令和6年度の鴻巣市における平均被保険者数、平均の被保数につきましては2万251名となっております。対して、令

和 5 年度につきましては、同じ試算におきまして 1 万 9,498 名ということでございまして、率にして 3.86% 被保数が伸びるだろうというふうに見込んでおります。

また、試算に当たりましては所得割と均等割というものがございしますが、所得割につきましては 10 億 6,785 万 9,593 円ということで、同じく対前年の金額が 9 億 2,178 万 6,954 円ということで、約 1 億 4,600 万円の増を見ております。率にして 15.85% の伸びとなっております。

一方で、均等割の総額でございしますが、令和 6 年度につきましては 9 億 6,171 万 9,990 円、令和 5 年度の同じ数字につきましては 8 億 6,122 万 6,660 円が示されまして、こちらにつきましては約 1 億円の増というふうになって、率としては 11.67% の伸びを見ております。こちらのものに対して均等割の軽減額といったものを見込みまして、均等割のほうを軽減する分を除いて、額と所得割の総額を足した結果の保険料の賦課の総額が 17 億 210 万 5,083 円、昨年度の同時期におきましては 14 億 9,366 万 994 円、こちらは 2 億 800 万円の増、結果 13.96% という数字が出ております。

このような試算に基づきまして、被保険者数の伸びと税率についての変更というものを基にやっておりますが、このときの税率というのが、実は 10 月 20 日時点の通知ということなので、暫定値という形になります。暫定値ということなので、予算の計上のほうでご案内しました保険料というものにつきましては、これについては広域連合のほうの 2 月に議会がありまして、2 月 16 日、広域連合の議会で新料率が可決されております。その確定値を表 1 で掲げておりますが、暫定値におきましてはこの率よりも少し高めに見ている部分があります。また、軽減を入れるときに、暫定料率というのですか、少し所得が低いと判定された方については一気に上げないで、1 段階収めた形を令和 6 年度は取りますよという措置も設けられるということになりましたので、実際の来年度蓋を開けてからの金額とはちょっと違うと思うのですけれども、予算についてはそのような根拠に基づいて 13.96% の伸びという数字が計上されております。

以上です。

（藤村）では、令和6年度後期高齢者医療特別会計当初予算案、歳入歳出について何点か質問させていただきます。

初めに、歳入の1款1項2目2節滞納繰越分について伺いたいのですけれども、その前に右側の表4の収納率の推移について伺いたいのですけれども、令和3年、令和4年と同じ、現年で99.85%と同じ推移でなっているけれども、それってパーセンテージが同じということはどのようなのかなというふうにちょっと感じました。数としては、今滞納している方がまず何人いらっしゃるのか確認したいと思いますので伺います。

（国保年金課長）すみません。滞納している人数については、今何人ということはデータを持ち合わせておりません。申し訳ございません。

（藤村）表の見方をちょっと確認したいのですけれども、例えば現年というのは特別徴収ということによろしいのでしょうか。右側に普通徴収って書いてあるのですけれども、現年というのは特別徴収の収納率ということによろしいですか。

（国保年金課長）現年というのは、特別徴収と普通徴収を合わせた率になります。特別徴収は年金からの天引きになりますので、ほぼ100%というふうな考え方でよろしいのかなというふうに考えております。

以上です。

（藤村）その滞納繰越分につきましては、令和4年度決算額では114万3,966円なのですけれども、令和5年、令和6年と200万円を計上されているのですけれども、これは滞納分がさらに回収できると単純に考えてよろしいのでしょうか。あと、それだけの今滞納額があるということなのでしょう。それか、滞納額の何割かをここに充てているのか、その辺を伺います。

（国保年金課長）こちらにつきましては、滞納額が増えているというような認識の中で、200万円程度は徴収するというような金額、試算とか、見込みというのですか、見込みでの予算計上という形になります。

（藤村）決して低い金額ではないのかなというふうに思うのですけれども、ここの徴収方法、今までどういう徴収方法をされてきたのか、また

6 年度はどういう徴収方法を取るのか、その辺ちょっと伺いたいのですが。

（国保年金課長）滞納している分というか、納付が遅れている分、もちろん年度をまたいで滞納繰越となった方、要するに未納の分についての徴収方法ということに対してのご質問だというふうに理解しますが、今まではこちらは保険料ということでございましたので、収税対策課ではなくて国保年金課において徴収を行うということになっています。収税対策課のほうは税目を対象としております。したがって、こちらの未納の方については、税に倣って督促、催告、督促状や催告状を出すのですけれども、直接滞納整理ということで訪問して、その方に出会えたときに納付誓約を取って、あるいはすぐ収めてもらうなりという形を取っていることが今までのやり方でした。

これからという話の中でなのですけれども、令和 6 年度につきましては預金調査、これは差押えをするための預金調査ということになるのですけれども、預金調査をするための費用ということで、預金調査をスムーズにする民間のサービスがございまして、こちらのサービスを利用できる予算を計上しております。すなわち滞納整理をするときに差押えをしようと、預金の差押えをしたいといったときに、今までは、大体当たりをつけたある金融機関に対して照会状を出すのです、この方の口座ありませんかと。それが回り回って返ってくるのに、通常だと数か月、照会して答えが出るまでそれなりにかかってしまうのです。ただ、これ民間のほうでやっているって、民間といっても国のというか、そういったものの制度上金融機関の連携の中でできているサービスなのですから、電子的に照会をかけるとそれなりのタイムリーなタイミングでぱつと返ってくるというようなことで、すなわち滞納者、件数が増えていく中で、全ての方に対して滞納整理ということで回るわけにもいきませんので、それなりの差押えといったことの手法というものも積極的に取り入れていきたいと。そのための新たなサービスを利用させていただくというようなことを考えております。

以上です。

（藤村）続きまして、歳出について伺います。1款1項、2項について伺います。1項が総務管理費、2項が徴収費です。前年比と比べまして、23%総務管理費が伸びています。また、徴収費も20.3%と、20%以上増えています。そういった中で、例えば右側に書いてある説明内容ですと、後期高齢者医療特別会計庶務事業ということで被保険者証の送付に関する事務に充てるための費用、電算システム費用となっているのですが、被保険者証の送付については今後マイナンバーカードが使えるようになれば、これは私は考えるに送付は要らないのかなという感じは受けるのですけれども、それは私の認識の誤りなのか伺いたいと思うのですけれども。

（国保年金課長）委員おっしゃるとおりマイナ保険証に替われば……替わればというよりも、12月2日以降は保険証自体がなくなると、法律上保険証がなくなることになりますので、保険証の送付ということはありません。しかしながら、令和6年度につきましては保険証の現保険証、今有効の保険証が7月末ということで、8月1日からまた有効なものを発行しなければならない。令和6年度は1回だけ通常の、一斉更新と呼んでいるのですけれども、保険証の発送業務があります。増えている理由としては、被保数が増えているので件数が増えるだろうというところがございますので、将来的にはマイナ保険証に切り替わって皆さんが利用していただければ、この発送業務もなくなるだろうということでございます。

以上です。

（藤村）続きまして、先ほどの国保のほうの質問と関連はしたのですけれども、後期高齢者医療制度趣旨普及事業について伺いたいののですけれども、国保でも質問したのと同じなののですけれども、ただ違うところが、後期高齢者となりますと75歳以上の方が対象になると思うのですけれども、ましてや独り暮らしとなりますと大変なのかと思うのですけれども、例えば75歳以上になりますと、高齢化になりますと、身体的にも認知的にも機能がだんだんと衰えてくるのかなと思うのですが、その中で独り暮らしの方に対してマイナンバーを取得してくださいということもなか

なか理解する方も少ないのかなと思うのです。また、中に老人ホームですとか、そういうところに入所している方もいらっしゃる、ねたきりの方もいらっしゃる、という方もいて、なかなかそういう方へのマイナンバー普及というのはちょっと難しいのかなと思うのですけれども、それについて何かいいお考えはあるのか伺います。

（国保年金課長）後期高齢者の趣旨普及事業は一般会計のほうで予算化している事業でございますが、後期高齢に関係ありますので回答させていただきますと、マイナ証の普及、また……すみません、訂正します。12月2日以降は被保険者証が廃止になるといったことのアナウンスをしっかりと、まさに高齢者の方にしていきたいといったところで予算化した事業でございます。

ご指摘の独り暮らしの方であつたりとか、マイナンバーを持っていない方とかの話の件でございますが、今回の趣旨普及につきましては被保険者の方全てに送るのではなくて、現在被保険者のうち、マイナ証としてマイナンバーカードを保険証として使えるようにひもづけされている方の情報が国保連合会のほうからこちらに下りてくるということでございますので、全体からひもづけしている人を除いた方が現在マイナ保険証として利用できない人なのだろうということです。その方に対してダイレクトメール等を送るようなこと、お知らせを送るようなことを検討しているということでございます。

その中には、マイナンバーカードを持っている方、でも保険証としてひもづけしていない方、委員ご指摘のようにそもそもマイナンバーカードを持っていない方、いらっしゃると思います。したがって、ご案内の中には、その二方のパターンに分けてしっかりとした情報を盛り込むようなアナウンスをしたいということ。あわせて、っていない方については、市民課のほうで、こちらはマイナンバーカードを例えば出張で登録をする、取得のためのお手伝いをするとかといった取組もしておりますので、周知の際にはそういった市民課の取組とかもししっかりと明記もしくは同封するような形も工夫をしながら、そのような方が不安にならないような情報提供をしていきたいと考えております。

以上です。

（委員長）先ほどの発言の訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（藤村）私が言いたいことは、独り暮らしもそうなのですけども、認知で独り暮らしの方も、在宅で暮らしている方も非常に多いのです。そういう方に対して訪問したところで、なかなか理解するのは難しいのかなというのはあります。また、市内に老人ホームはたくさんありますから、そこに入所している方もかなり多いです。老人ホームに入っているということは要介護３以上の方ですから、そうなりますと身体的な機能ですとか認知機能は本当劣っている方が非常に多いと思うのです。そういう方に言って理解をしてもらうというのは非常に難しい。字も書けないですから。そういう方たちに対してどのような策があるのか、そこをお聞きしたいということなのですが。

（国保年金課長）マイナ保険証につきましては、現行の保険証が廃止されるということはマイナ保険証に切り替えなければならないのだろうなというふうに思うというのが当然だと思います。しかしながら、今委員がおっしゃるような方もいらっしゃいます。一方で、マイナンバーカードは取得が義務ではありません。したがって、健康保険の制度の中では、資格確認書という、マイナ保険証に代わる、加入している保険情報、医療にかかるための必要な情報が書かれて、マイナ保険証と同等に使える資格確認書というものを交付できるような制度設計になっています。この趣旨普及事業において、マイナンバーカードのひもづけをしていない方に対して周知をするのですが、その周知というのは、マイナンバーカードを取得しましょうとかマイナ保険証にひもづけしましょうというふうに、強制であったり義務化であるかのようなアナウンスをするものではございません。

したがって、そのような方はダイレクトメールは届いてしまうかもしれないですけども、一方でそのような方、12月2日以降については資格確認書を保険者の権限で申請なしで全ての方に郵送するというか、交付するというふうに国のほうも制度設計をしておりますので、そのこ

とをもって今回のダイレクトメールの内容を理解するのが難しいことを
もって医療にかかれなくなるというようなことはないものだというふう
に整理しておりますが、あくまでも送り方の文言でありますとか情報提
供の仕方については、そういった方に寄り添った形、そういった方もい
らっしゃるということを想定した上での発送の仕方というものを検討し
たいと思います。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を集結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第46号 令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願
います。

誠にお疲れさまでした。

（閉会 午後3時25分）